

はじめに

「市町村財政のすがた」は、毎年度実施している地方財政状況調査及び地方公営企業決算状況調査等の主要な内容を簡潔に取りまとめたもので、平成16年度版は平成15年度の市町村の決算状況を収録しています。

地方財政は、長引く景気低迷の影響で、平成6年度以降11年連続して多額の財源不足が生じており、この財源不足を地方債の増発や交付税特別会計借入金等によって補てんし、収支の均衡を図るという極めて厳しい状況が続いている。これに伴い、借入金残高は、今年度末に総額で203兆円に達する見込みとなっており、本県市町村においても平成15年度末の地方債現在高が6,068億円となるなど、極めて厳しい財政運営を余儀なくされています。

しかしその一方で、少子・高齢社会に向けた総合的な地域福祉政策や生活関連社会資本の整備、市町村合併に伴う新しいまちづくりの推進など地域の重要課題に係る財政需要はますます増大してきています。

県内各地域で進められてきた市町村合併の状況は、今年度、既に誕生した新しい大分市及び臼杵市をはじめ、8つの新市が誕生し、いよいよ実施段階を迎えます。市町村合併の取組は、我が国の地方行政のあり方を改革し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すものであり、住民に最も身近な行政単位において、多様な住民ニーズに柔軟に対応できる地方分権型の行政システムを構築するという重要な意義を有しております、その担い手となる地方自治体の行財政基盤の充実強化、行政能力の向上等を図るためにも、必要不可欠なものあります。

このような中、政府においては、地方分権や市町村合併を推進するため、地方に対する国の関与を縮小するとともに、地方の権限と責任を大幅に拡大し、地方財政の自立を目指す観点から、「構造改革と経済財政の中期展望」（平成14年1月25日閣議決定）の対象期間である平成18年度までの間に、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を一体的に検討する、いわゆる「三位一体の改革」を強力に推し進めております。このため、平成17年度の地方財政計画においても、地方交付税を含む一般財源総額は確保されたものの、国庫補助負担金の一般財源化とそれに対応した税源移譲、地方歳出の見直し・抑制など厳しい内容が盛り込まれており、今後も、真に実のある改革の実現に向けた地方自治体の更なる取組の強化が求められています。

こうした状況を踏まえ、合併関係市町村においては、合併後の健全な財政運営に特に配慮する必要があり、市町村が、これまで以上に、徹底した事務事業の見直しや行財政運営の効率化等による歳出の抑制、経済の活性化を通じた税収の増加等を図るなど、より一層の財政の健全化に努めることが急務となっています。

この冊子を通じて、本県の市町村財政の現状を多くの皆様にご理解いただき、地域の将来を見つめる際の一助として、お役に立てれば幸いです。

平成17年1月
大分県総務部市町村振興局長 佐藤陽一

【目 次】

地方財政の役割	1
平成15年度の市町村財政の状況	2
1 決算規模	2
2 決算収支	3
3 歳入	4
4 歳出	6
5 将来にわたる財政負担の状況	8
6 公営企業の状況	9
7 公社・第三セクターの状況	13
8 公共施設の整備状況	15
財政の健全化（弾力性の確保）に向けての取り組み	17
市町村財政の課題	26
1 三位一体の改革の推進	26
2 市町村合併の取り組み	28
3 健全化への努力	30
4 地域の政策課題への対応	30
市町村財政関係資料	31
・主要指標で見る個別団体の状況	31
・平成15年度市町村別決算指標	37
・平成15年度市町村別公共施設整備状況	41

地方財政の役割

地方財政の仕組みはどうなっているのでしょうか？

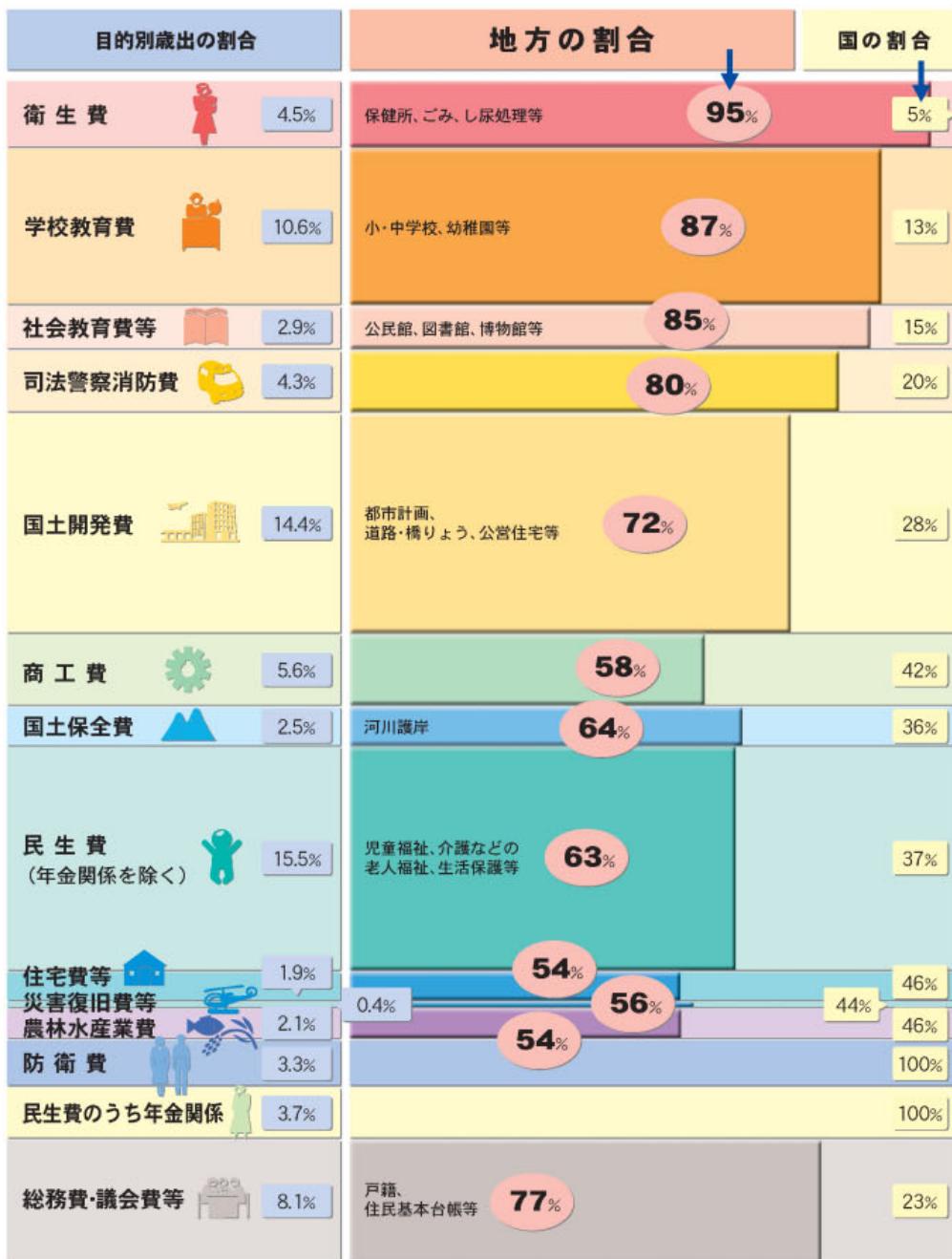
都道府県や市町村などの地方公共団体は、地域の住民の多種多様な要請に応えて、教育、社会福祉、土木、消防などの行政活動を行っています。

地方公共団体は、住民からの地方税や地方交付税等の歳入で、これらの行政活動を行い、公共サービスを提供しています。

どのような分野で地方の歳出割合が高いのでしょうか？

国と地方を通じた歳出のうち、地方の歳出の割合が高いのは、主に衛生、学校教育、社会教育、警察・消防などの日常生活に關係の深い分野です。

国と地方の主な目的別歳出の割合（最終支出ベース）



※総務省「地方財政の状況」による。

平成15年度の市町村財政の状況

1 決算規模

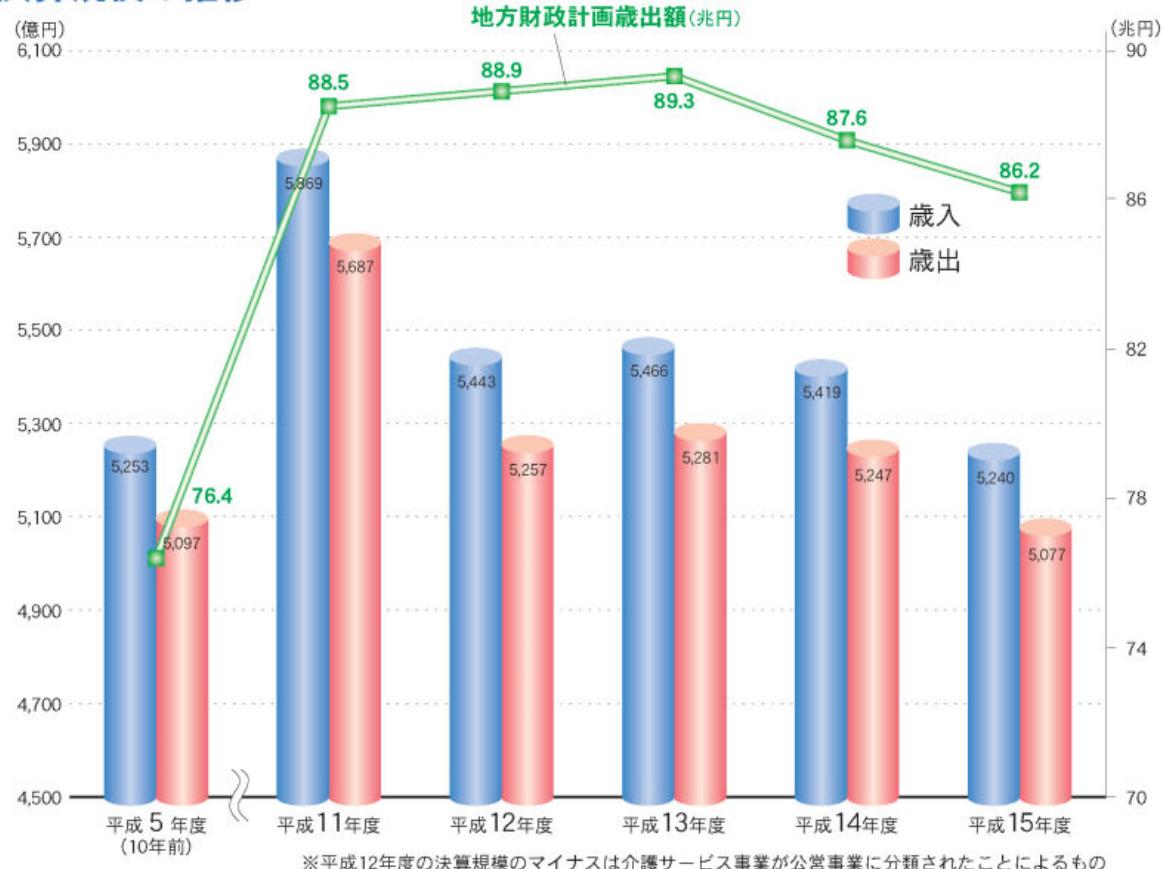
地方財政計画と市町村の決算規模はどのような関係にあるのでしょうか？

歳入 5,240億円（平成14年度 5,419億円 前年度比▲3.3%）

歳出 5,077億円（平成14年度 5,247億円 前年度比▲3.2%）

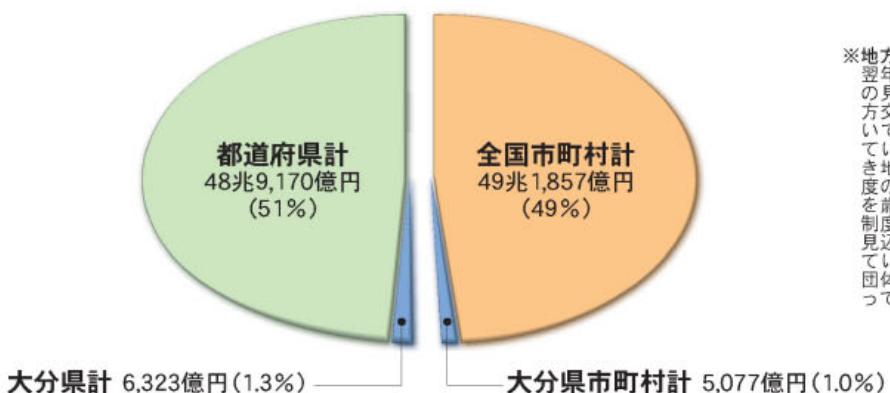
決算規模は、地方財政計画※が減額になったことに伴い、歳入、歳出ともに14年度より減少しています。歳入では地方税、地方交付税、歳出では人件費、普通建設事業費が減少しています。

決算規模の推移



大分県の市町村財政が全国に占める割合はどのくらいでしょうか？

地方財政に占める大分県市町村の割合 (H15年度決算歳出ベース 速報値)



※地方財政計画
翌年度の地方財政全体の収支の見込みを示したもので、地方交付税制度との関わりにおいて、地方財源の保障を行っているほか、毎年度のあるべき地方行財政水準や行財政制度の改正に伴う経費の増減等を歳出として計上し、税財政制度の改正を織り込んだ収入見込額等を歳入として計上しているため、個々の地方公共団体の行財政運営の指針となっています。

2 決算収支

市町村の決算収支はどのようにになっているのでしょうか？

実質収支^{※1}は126億円の黒字で、全団体が黒字であり、実質収支比率^{※2}も全国平均より高い水準で推移しています。

また、単年度収支^{※4}、実質単年度収支^{※5}は3年ぶりに黒字となりました。

しかしながら、依然として厳しい財政状況にあることから、引き続き、歳入の確保、歳出の抑制の努力が必要であります。

実質収支等の推移

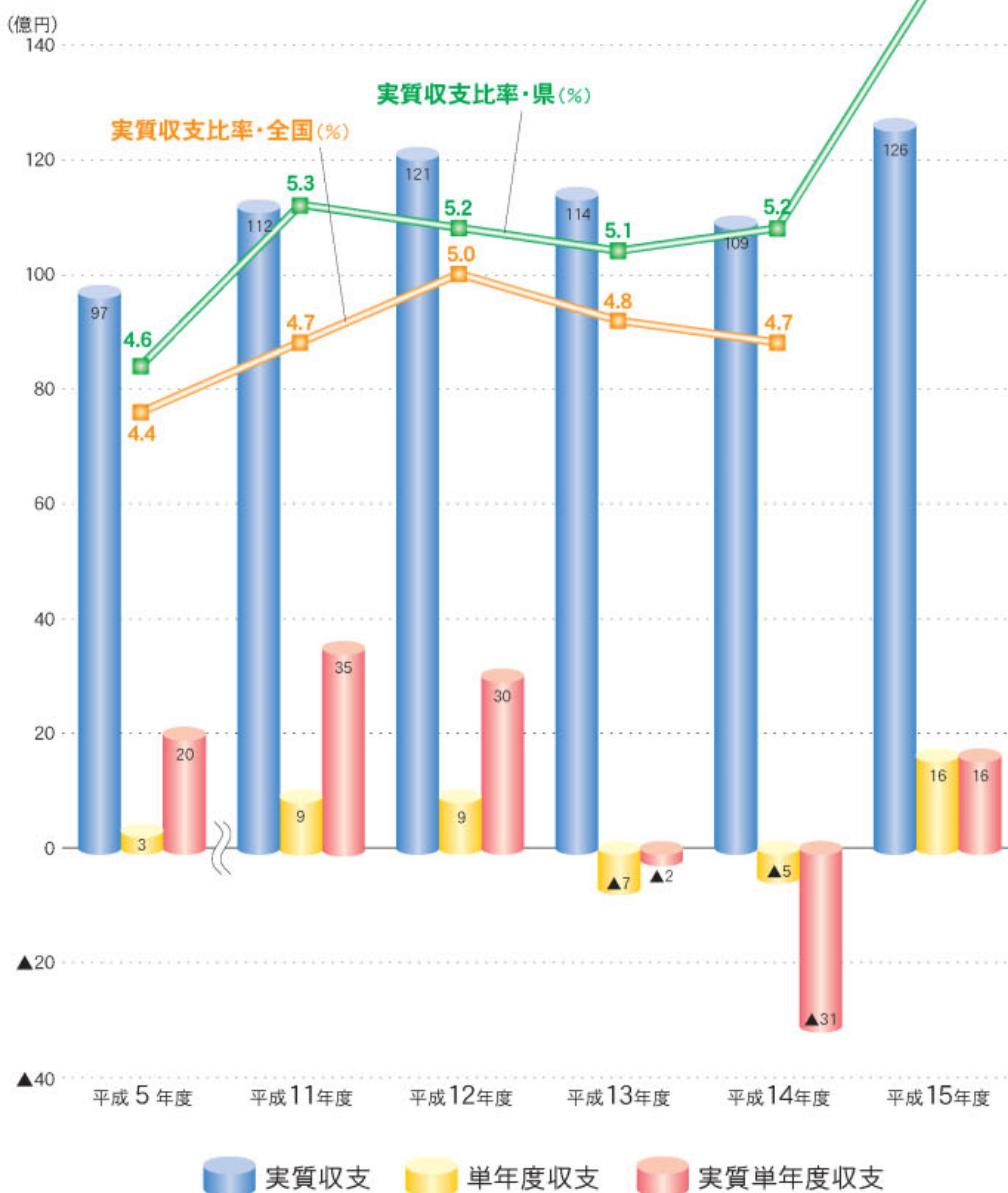
※ 1 実質収支
実質収支とは、地方公共団体の1年間の歳入と歳出の差額(形式収支)から、翌年度に繰り越すべき財源を引いた決算額のことといたします。地方公共団体は営利を目的として存立するものではないので、黒字の額、すなわち剰余金は行政水準の向上、住民負担の軽減などに当たられるべきであり、黒字額が多いほど良いと言えるものではありません。

※ 2 実質収支比率
標準財政規模^{※3}に対する実質収支額の割合のことと、3～5%程度が望ましいとされています。

※ 3 標準財政規模
地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、当該団体の標準的な税収入額等と普通交付税を合算したものです。

※ 4 単年度収支
単年度収支とは、当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で、当該年度だけの収支を表します。

※ 5 実質単年度収支
単年度収支から実質的な黒字要素(財政調整基金への積立金、地方債繰上償還金等)や赤字要素(積立金の取り崩し等)を控除したもので、実質的にその年度が黒字であったか赤字であったかを見る指標です。



地方公共団体の倒産

地方公共団体の財政が悪化し、資金繰りができなくなった場合どうなるのでしょうか。

市町村において実質収支比率の赤字が20%を超えると、ほぼ全ての起債が制限される自主再建か、準用再建団体として総務大臣の同意を受けるかの選択を迫られます。

準用再建団体になると、再建計画に基づき予算の調製を行うこととなり、使用料・手数料等の値上げや、普通建設事業の抑制などの措置が行われ、住民サービスの低下は避けられません。

平成4年度に福岡県の赤池町が承認を受けたのを最後に準用再建団体の同意は行われていません。



財政講座

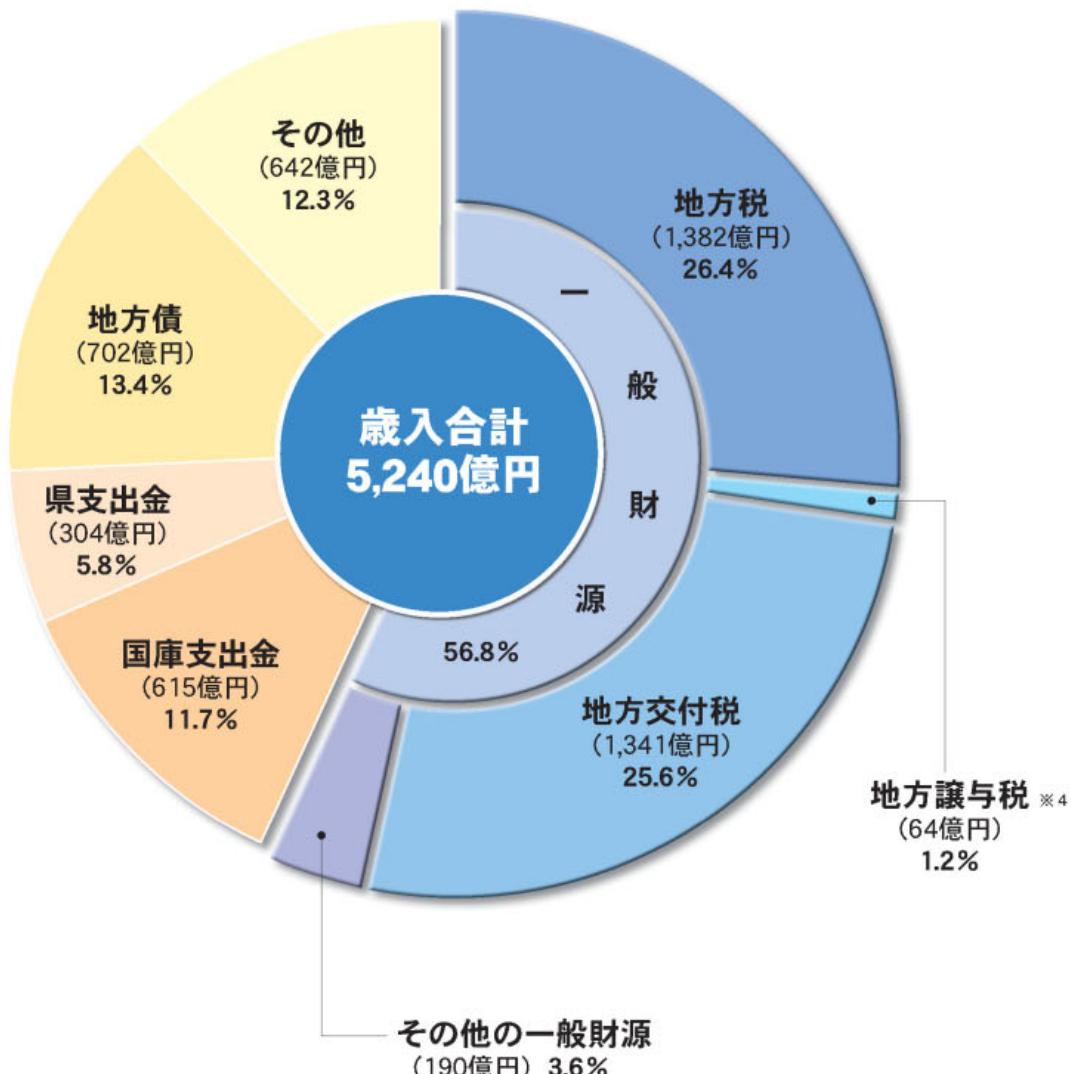
3 歳 入

市町村の歳入にはどのようなものがあるのでしょうか？

市町村の歳入構成比を見ると地方税（26.4%）が最も高く、次いで地方交付税※1（25.6%）、地方債※2（13.4%）の順になっています。

また、歳入全体に占める一般財源※3の割合（一般財源比率）は、56.8%となっています。

歳入内訳の構成



財政講座

自主財源と依存財源

地方公共団体の歳入構造を分析する際の指標として自主財源比率という指標があります。これは歳入全体のうち、地方税や使用料・手数料などにより地方公共団体が、自主的に収入できるものの占める割合を示すもので、この指標が高ければ高いほど、財源の調達やその使途の決定において自主性が高いと言えます。このため、地方公共団体においては、地方交付税や国庫支出金などの依存財源に頼らず、地方税等の自主財源を中心とした財政を目指す必要があると言えます。（参考：平成14年度決算における自主財源比率 本県市町村38.7% 全国市町村49.4%）

市町村の歳入内訳はどのように推移しているのでしょうか？

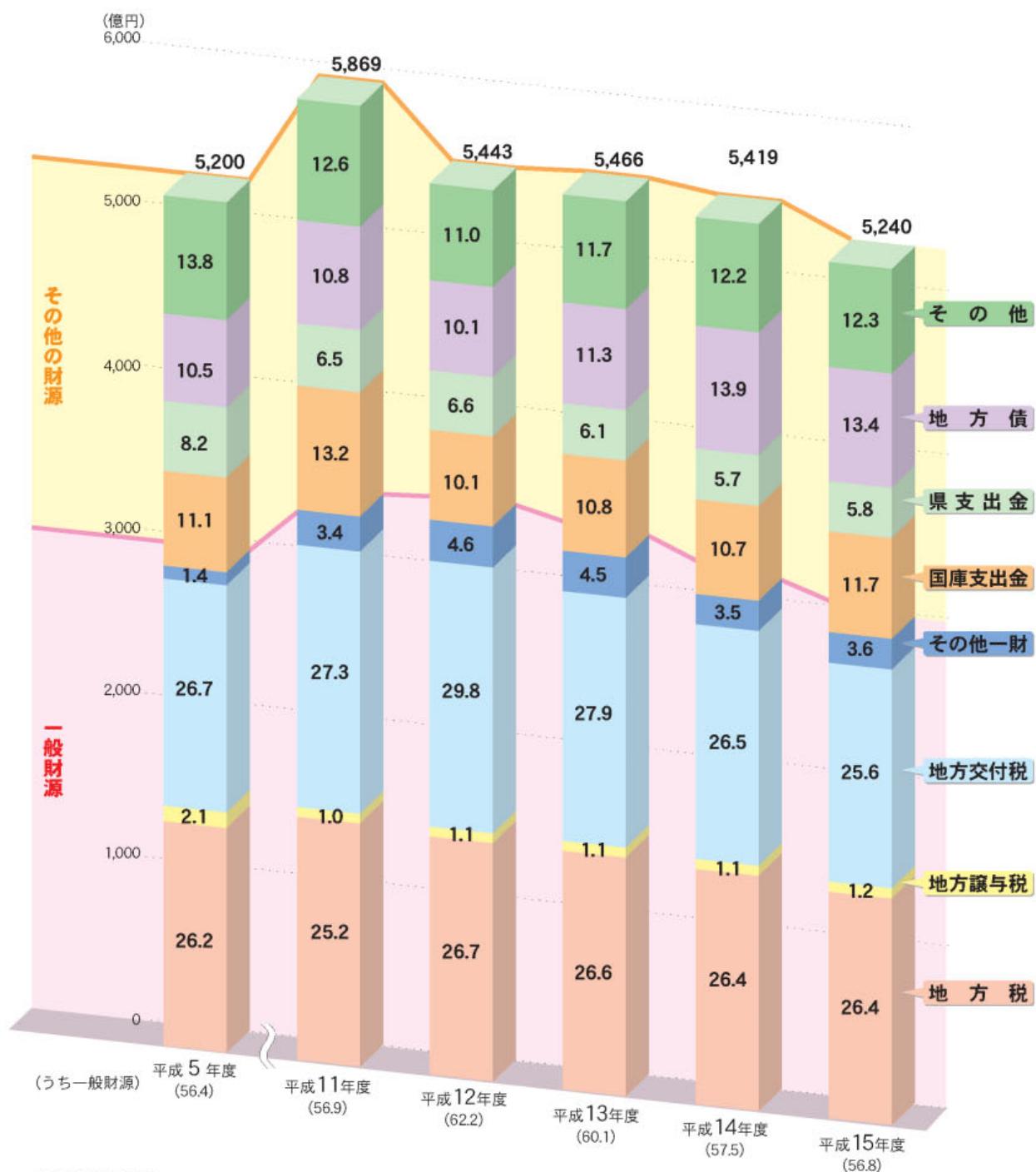
固定資産税や市町村民税等からなる地方税は、近年25%～26%台で推移しています。

地方税と並んで、本県市町村の歳入の柱である地方交付税は、平成12年度までは増加傾向にありました。しかし、交付税制度の見直しによる小規模団体への交付額の削減や、臨時財政対策債※への振り替え等の影響により平成13年度以降は減少傾向にあります。

歳入に占める地方債の割合（地方債依存度）は、平成12年度まで低下傾向にありましたが、平成13年度以降は臨時財政対策債の発行等により増加しており、平成15年度は13.4%となっています。

一般財源の構成比は、平成13年度以降の交付税の減少の影響をうけ低下傾向にあります。

歳入内訳の推移



※臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として、普通建設事業等の投資的経費以外の経費にも充てることができるとされた赤字地方債。平成13年度の地方財政対策において、交付税特別会計の借入金残高の急増に加え、国と地方の責任分担の明確化、財政の透明化を図るために、従来の特別会計の借入に代わる手段として、各地方公共団体が不足額の一部を自ら借り入れるとした制度。本来交付税で措置されるべき額の振り替えであることから、経常収支比率(P17参照)等の算出においては、交付税と同様に扱われている。

4 歳出

市町村の歳出はどのような目的に使われているのでしょうか？

市町村の目的別歳出構成比を見ると民生費（23.4%）が最も高く、次いで土木費（15.5%）、総務費（13.9%）の順になっています。

総務費：退職金（警察費及び教育費に係るものを除く）、基金積立金、徴税・選挙等の費用

民生費：児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備や運営、生活保護の実施等の費用

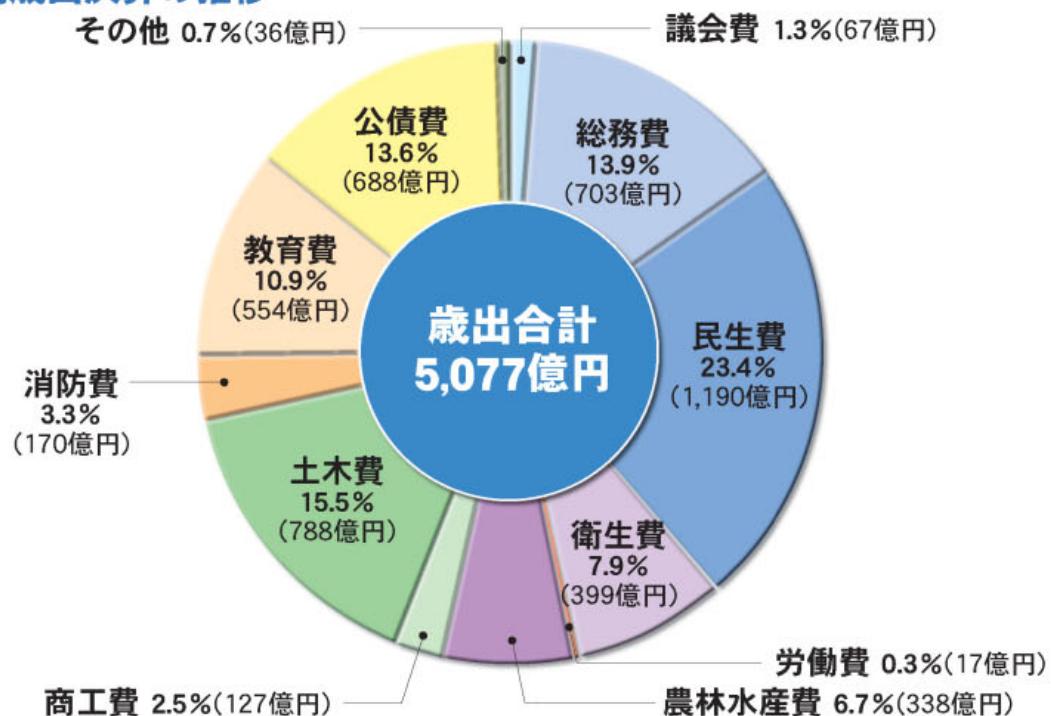
衛生費：医療、公衆衛生、し尿処理、ごみ処理等に係る費用

土木費：道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の建設整備の費用

教育費：学校教育、社会教育などに使われる費用

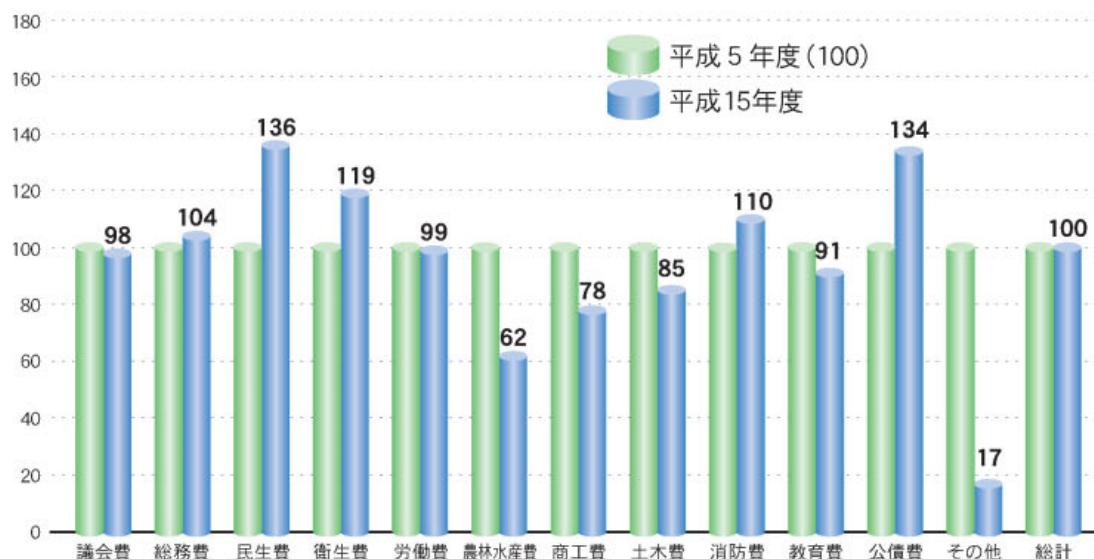
公債費：借入金の元金・利子などの支払いの費用

目的別歳出決算の推移



10年前の目的別歳出と比較するとどのような変化があるでしょうか？

10年前と比較すると民生費、公債費、衛生費等が増加しています。



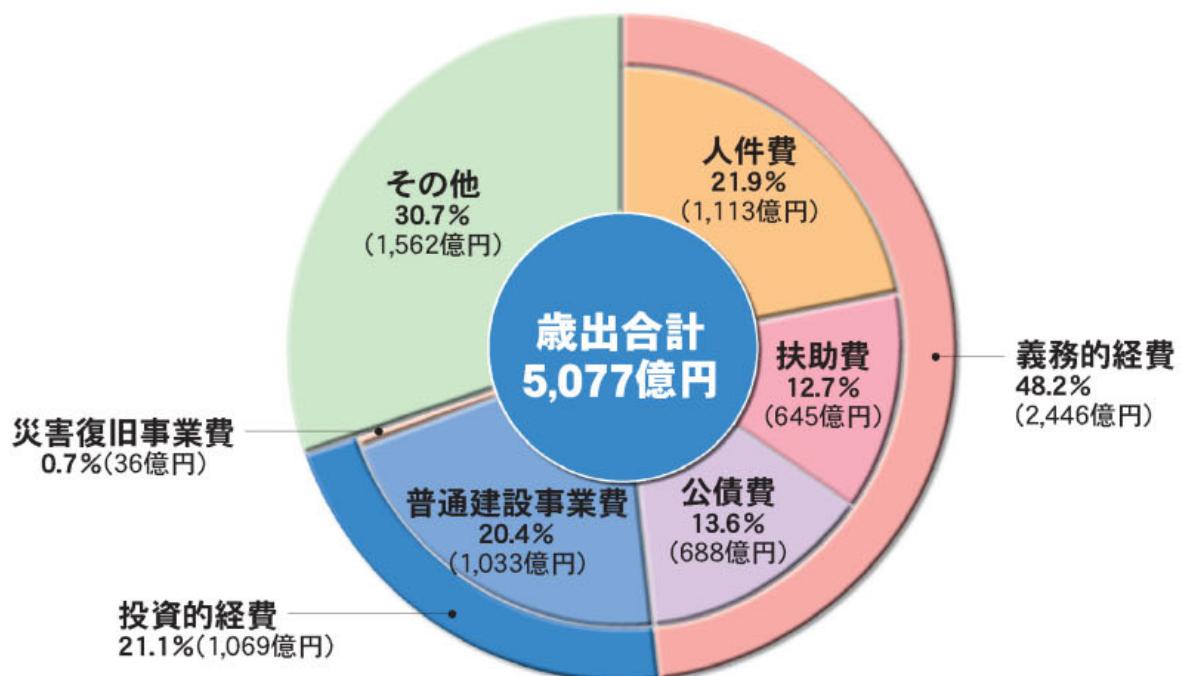
市町村の歳出はどのような性質に分類されるのでしょうか？

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）構成率 48.2%（平成14年度45.1% 3.1%増）

投資的経費構成率 21.1%（平成14年度24.9% 3.8%減）

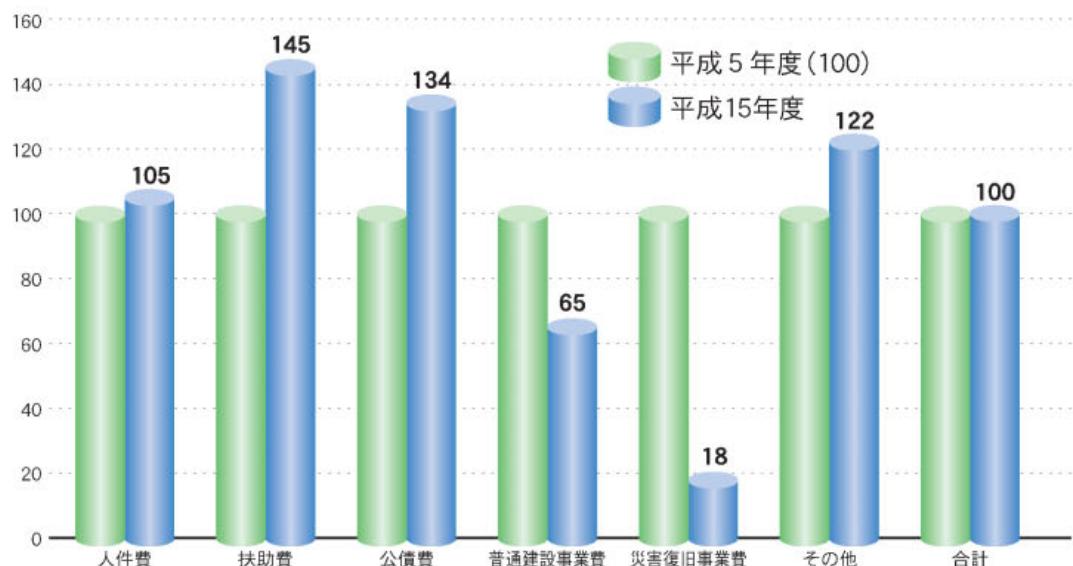
性質別歳出構成比は、人件費（21.9%）が最も高く、次いで、普通建設事業費（20.4%）、公債費（13.6%） 扶助費（12.7%）の順になっています。

性質別歳出決算額の構成



10年前の性質別歳出と比較するとどのような変化があるでしょうか？

義務的経費である扶助費、公債費、人件費が大きく増加している一方で、投資的経費の普通建設事業費が減少していることがわかります。



5 将来にわたる財政負担の状況

市町村の将来にわたる実質的な財政負担はどれくらいでしょうか？

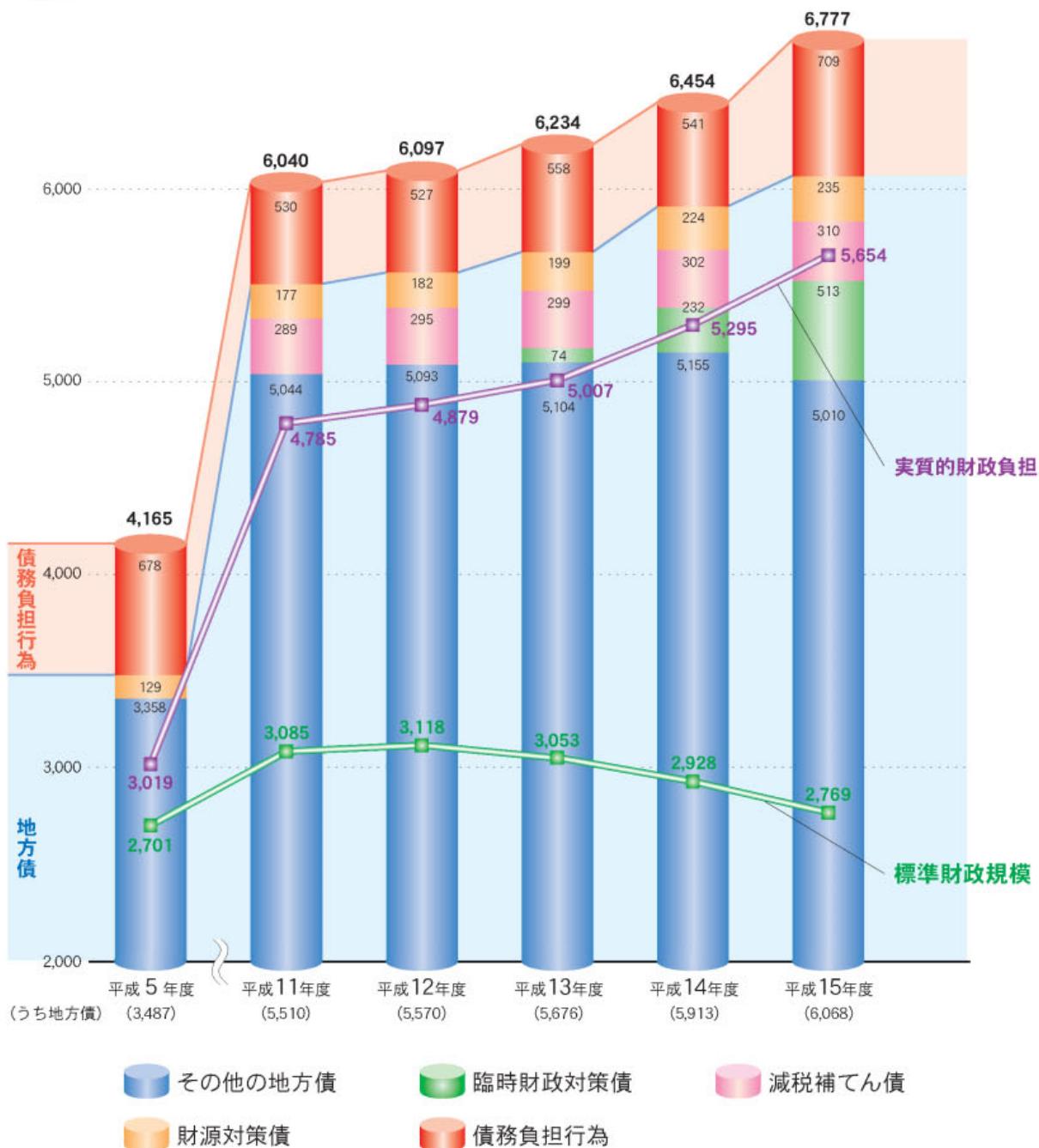
平成15年度末の地方債の現在高は、6,068億円で、前年度現在高と比べると155億円（2.6%）増加し、10年前（平成5年度：3,487億円）の約1.7倍となっています。

これは、地方税収の落ち込みや減税に伴う税収の補てん、経済対策に伴う公共投資の追加、臨時財政対策債の発行等の要因によるものです。

地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公共団体の将来にわたる実質的な財政負担は、5,654億円で前年度に比べて359億円と年々増加しており、今後の大きな課題となっています。

将来にわたる財政負担の状況

(億円)



6 公営企業の状況

1. 公営企業の役割

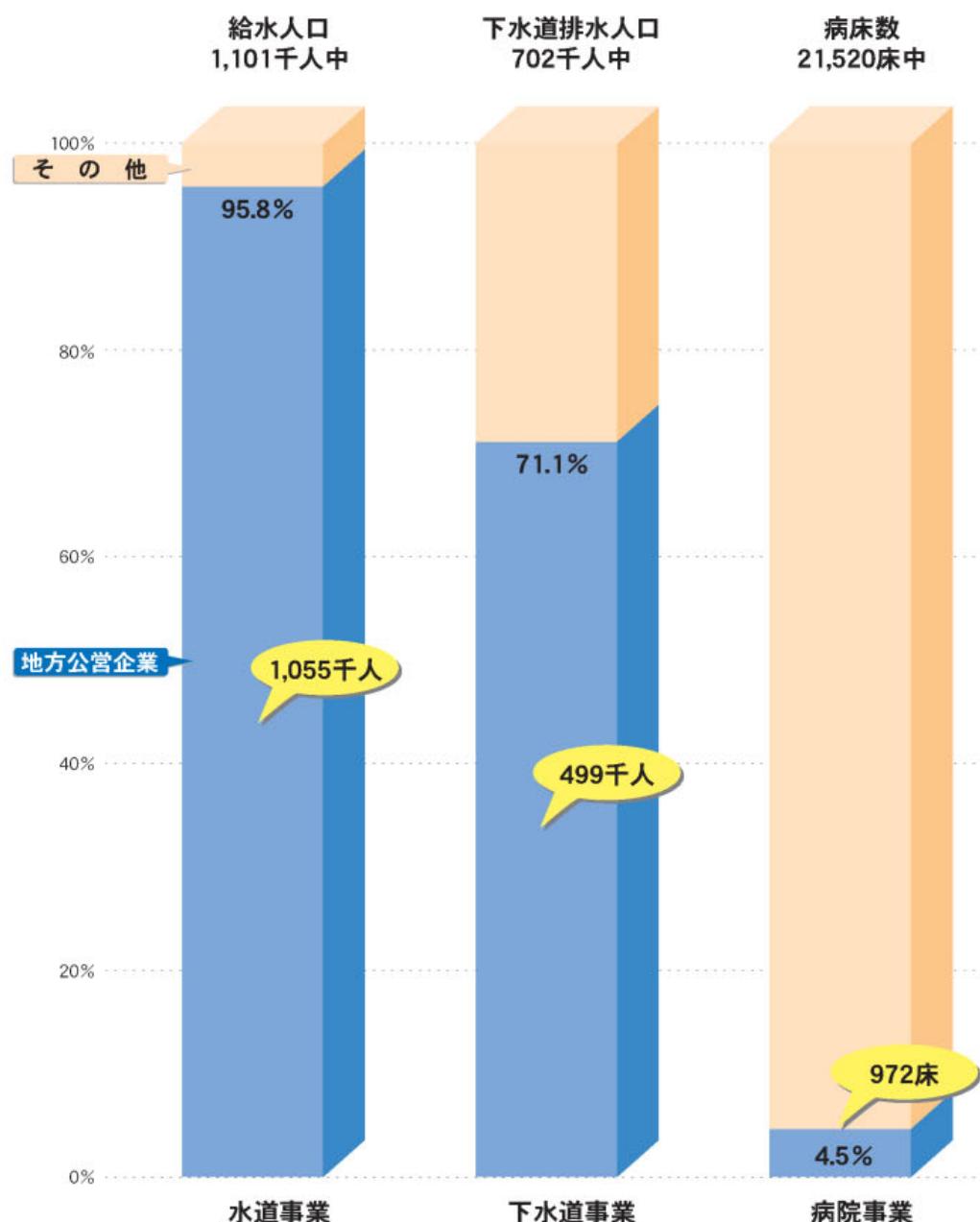
市町村の公営企業はどのような役割を果たしているのでしょうか？

地方公共団体は、一般的な行政活動を行うとともに、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、汚水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供するといった様々な事業を行っています。

こうした事業を行うために地方公共団体が直接、社会公共の利益を目的として経営する企業を総称して地方公営企業と呼んでおり、水道事業、交通事業、病院事業、下水道事業などがその代表的なものです。

地方公営企業は、住民の生活水準の確保、向上のため、大きな役割を果たしており、特に上下水道事業については、そのほとんどが地方公営企業として行われています。

地方公営企業が占める割合



グラフは、実施されている事業全体を100とした場合の地方公営企業が占める割合を表しています。

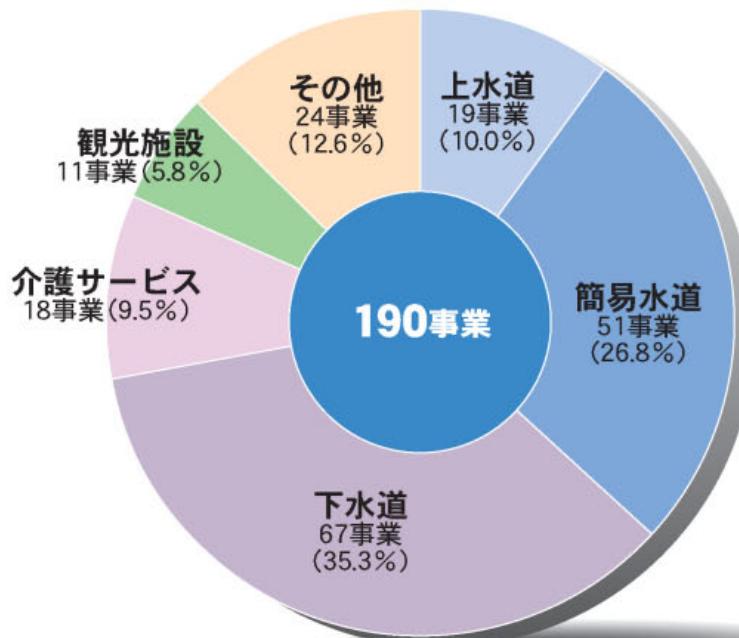
2. 事業数と決算規模

どのような事業が公営企業として行われているのでしょうか？

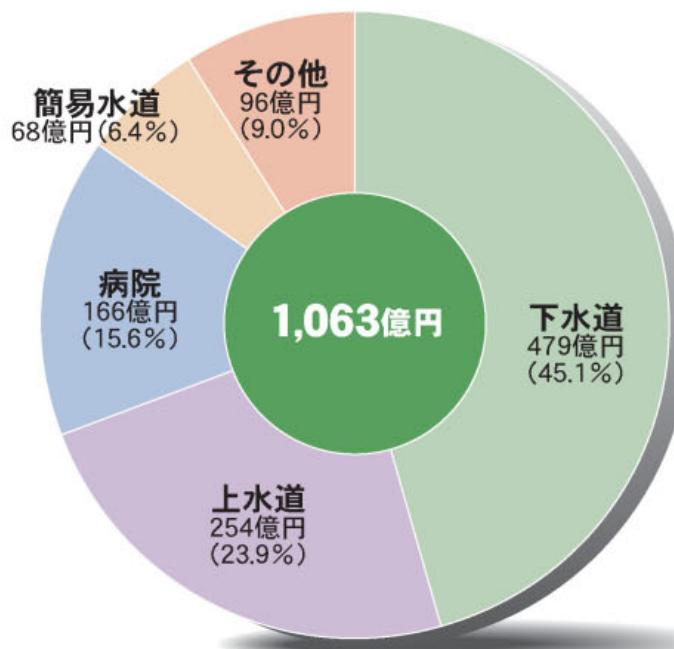
平成15年度末で、190事業が公営企業として経営されており、事業別に見ると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、簡易水道事業、上水道事業、介護サービス事業、観光施設事業の順となっています。

決算規模は、1,063億円で、事業別に見ると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下上水道事業、病院事業、簡易水道事業の順になっています。

公営企業数の状況(平成15年度末)



決算規模の状況



※公営企業の決算規模

法適用企業…決算規模=総費用-減価償却費+資本の支出
法非適用企業…決算規模=収益的支出+資本的支出+積立金+繰上充用金

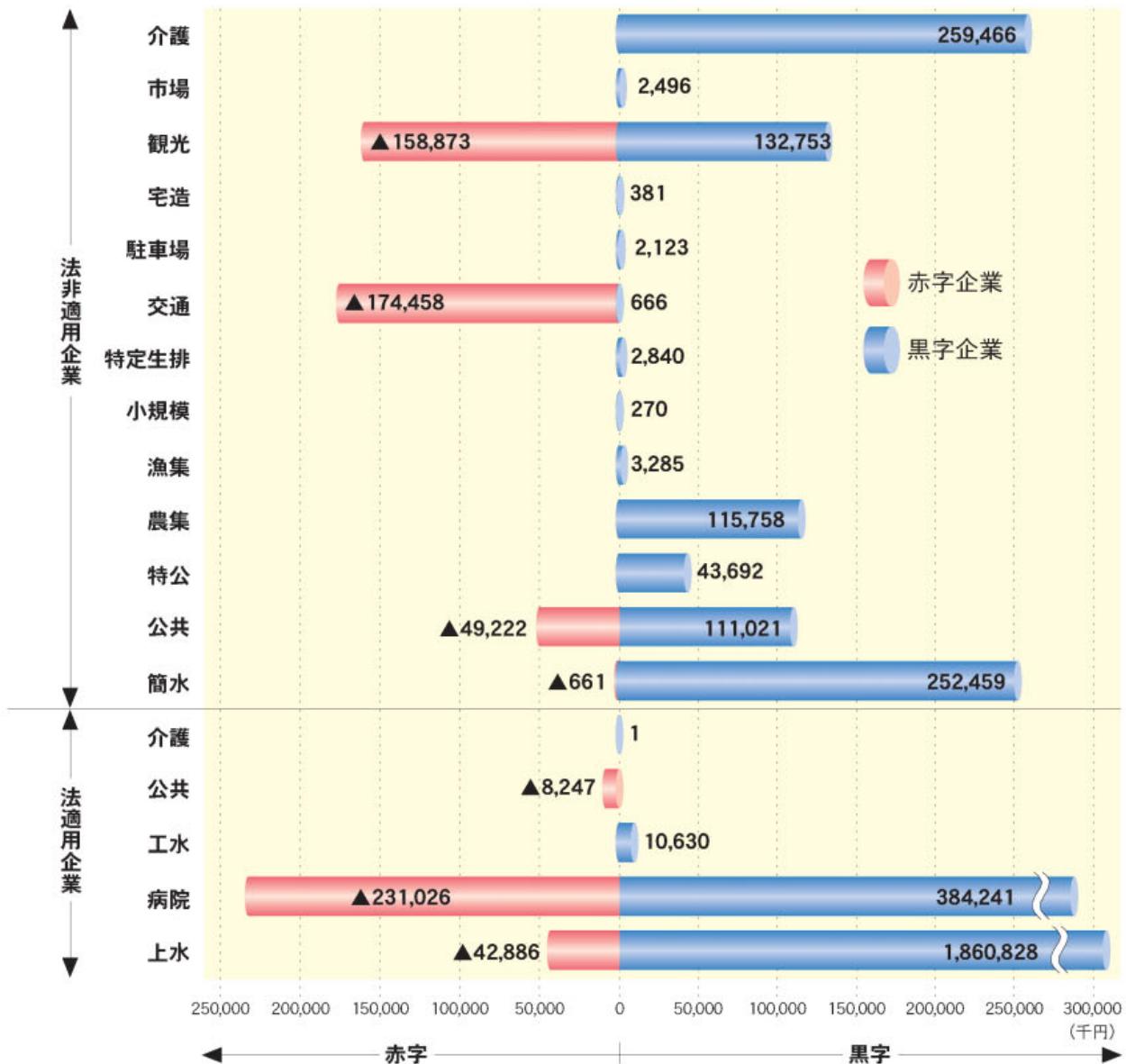
3. 経営状況

公営企業の経営状況はどうなっているのでしょうか？

公営企業の経営状況は、全体として黒字基調にあります。法適用企業は19億7千4百万円の黒字決算（前年度と比べ4千8百万円の減）、法非適用企業は5億3千9百万円（前年度と比べ1億8千百万円の増）となっています。

事業の種類で見ると、法適用企業では、公共下水道事業が赤字決算となっており、法非適用企業は観光事業、交通事業が赤字決算となっています。

実質収支の状況



公営企業において地方公営企業法を適用することのメリット

地方公営企業法は地方公営企業の財務規定等を定めた法律で、簡易水道を除く上水道事業や自動車運送事業等の7事業については、この法律が適用されます。

しかしながら、県内でも多くの公営企業が存在する簡易水道事業や下水道事業については、条例で定めれば適用できるとされているだけで、適用が義務づけられていません。

公営企業法を適用し、企業会計方式に移行するには、手間や費用がかかり、容易な作業でないことは事実ですが、期間損益計算により使用料の対象原価が明確化することで、使用料が適切に算定されることや、独立採算性の原則の徹底により、職員の経営意識、コスト意識を向上させる等の効果も期待されることから、財政状況の厳しい時ほど、よりその必要性が高いと考えられます。



財政講座

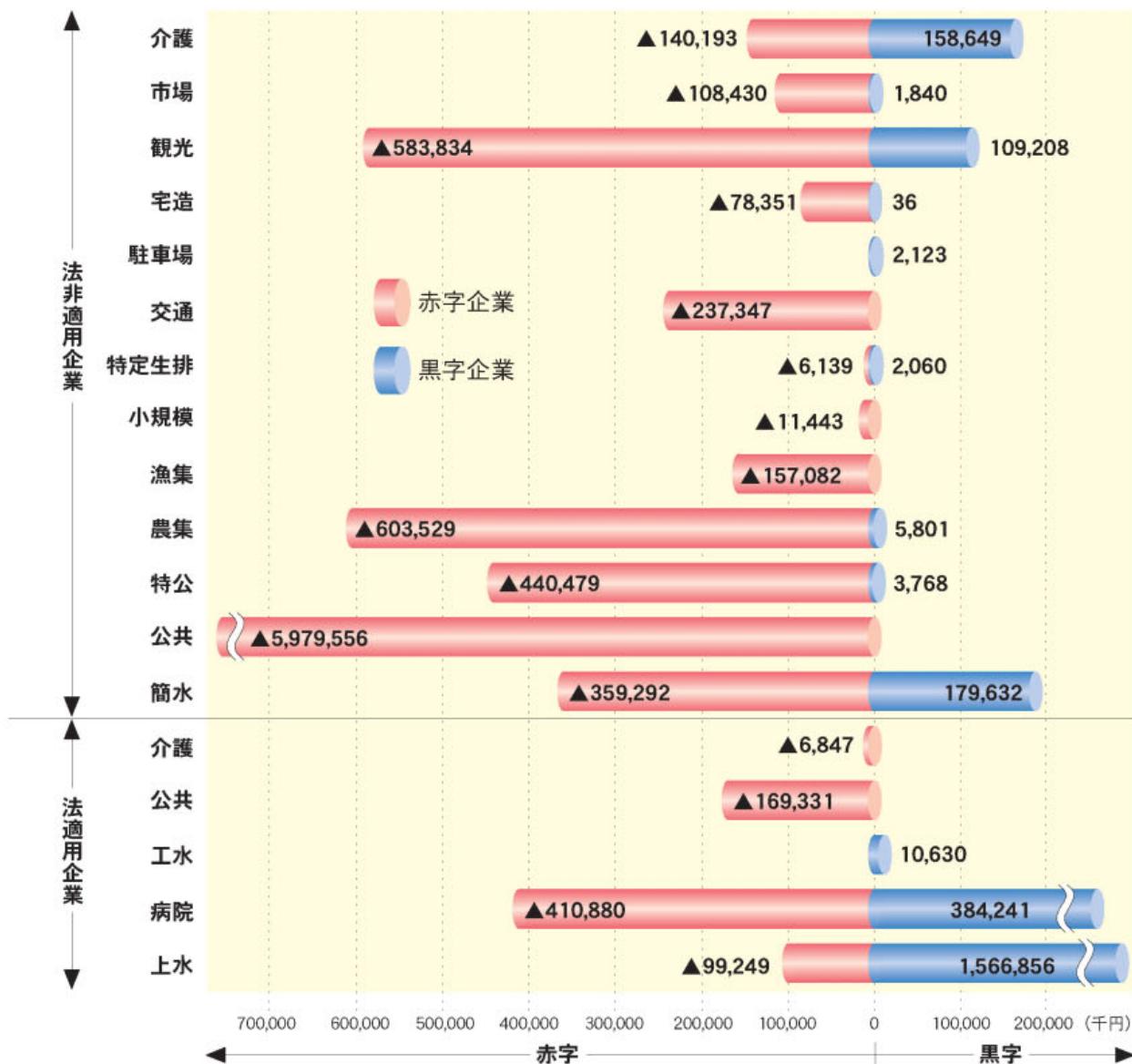
4. 繰入金の状況

公営企業の実質的な経営状況はどのようにになっているのでしょうか？

公営企業に対する他会計からの繰入金の総額は185億円で、前年度と比べて3億円増加しています。事業別では、下水道事業の繰入金が147億円と繰入金総額の79.5%を占め、次いで簡易水道事業の繰入金が11億円となっています。

この繰入金のうち基準外繰入※（総額95億円）を実質収支から差し引くと、多くの企業が赤字決算となります。これは、公営企業が他会計からの繰入金に依存する財務構造に陥っている状況を示すもので、各企業において、今後、アウトソーシングの活用など、効率的なサービス供給のあり方を検討し、料金収入を収益の基礎とした自立的、計画的な事業運営を行うことが求められています。

基準外繰り入れを除いた場合の実質収支の状況



繰入額の推移



※基準外繰入（繰出基準）

公営企業は、経費の負担区分の原則を前提とした独立採算制により運営されており、一般会計等が負担すべきこととされる経費以外の経費については、企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされています。この一般会計が負担すべきものを定めたものを、繰出基準と呼び、具体的には水道事業における消火栓設置にかかる費用などがあげられます。この基準によらない公営企業の財源補てんのための繰り出しは基準外繰出と呼ばれ、独立採算の考え方から望ましくないとされています。

7 公社・第三セクターの状況

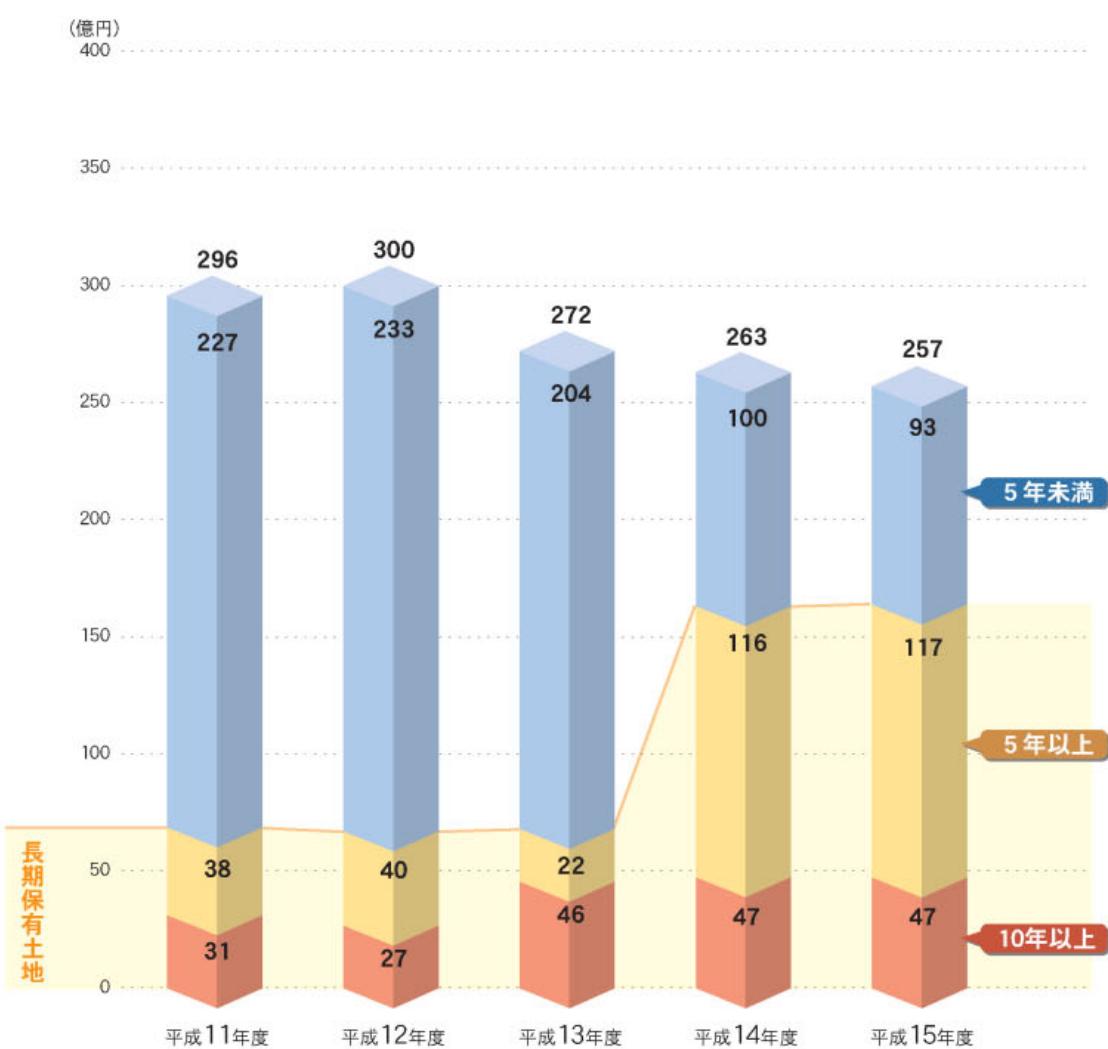
1. 土地開発公社

土地開発公社の経営状況はどうなっているのでしょうか？

土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」により、公有地の計画的な取得、拡大を推進することにより、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進を図るために設立される特別法人で、県内には平成15年度末で40の公社が設立され、公共用地の先行取得等の業務を行っています。

土地開発公社は、土地取得資金を民間金融機関からの借入でまかなうことができるため、機動的・計画的に用地の取得ができる反面、近年では地価の下落に伴い再取得価格（公共団体が公社に取得を委託した土地を買い取る価格）が実勢価格より割高になったり、5年以上の長期保有土地が公社の所有する土地の半分を占めるようになるなどの問題が生じており、業務形態の抜本的な見直しが求められています。

土地開発公社の保有土地の状況(保有期間別)



財政講座

土地開発公社の長期保有土地の問題点

土地開発公社は、民間金融機関から資金を調達し用地の取得を行っているので、取得した土地が長期にわたって、売却できない場合、その間借入金の利子を払い続けることになります。この利子相当額は、公共団体から取得の依頼を受けた土地であれば再取得価格に上乗せされ依頼元の団体に請求され、公社が独自の事業として取得した土地であれば、公社自身の損失となり、最終的に税金で負担されることになります。このため長期保有土地については、使途の再検討を行い早期の処分を図るなど、早急な対策が必要となります。

2. 第三セクター

第三セクターとはどのようなものでしょうか？

第三セクターとは、国や地方公共団体などの公共部門（第一セクター）と民間部門（第二セクター）との共同出資で設立された事業主体を言います。

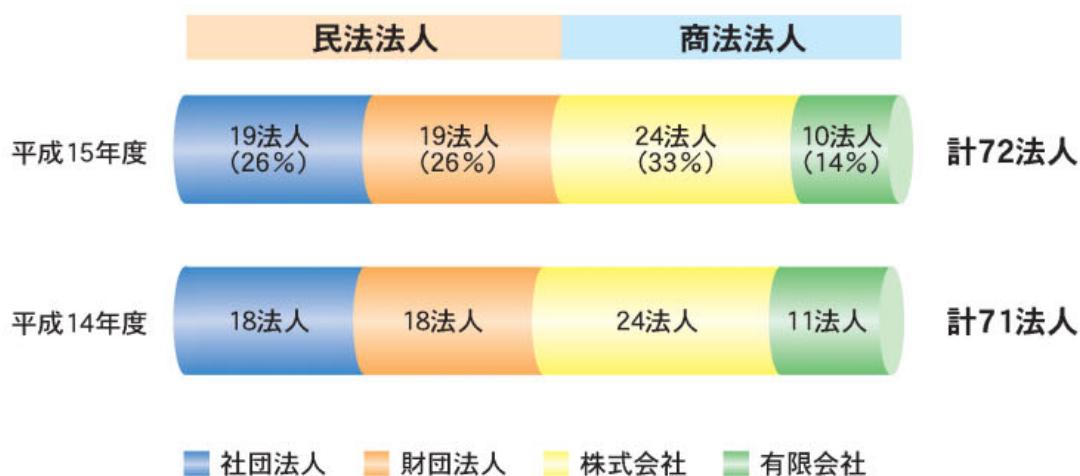
第三セクターを設置する目的は、①プロジェクトの大規模化に伴う資金不足対策として民間資金の導入を図る、②地域開発、都市計画などは、公共及び民間双方の部門に関わる包括的な事業であり、両者が一体となって事業を行うことにより効果が上がることなどがあります。

第三セクターはどのような事業を行っているのでしょうか？

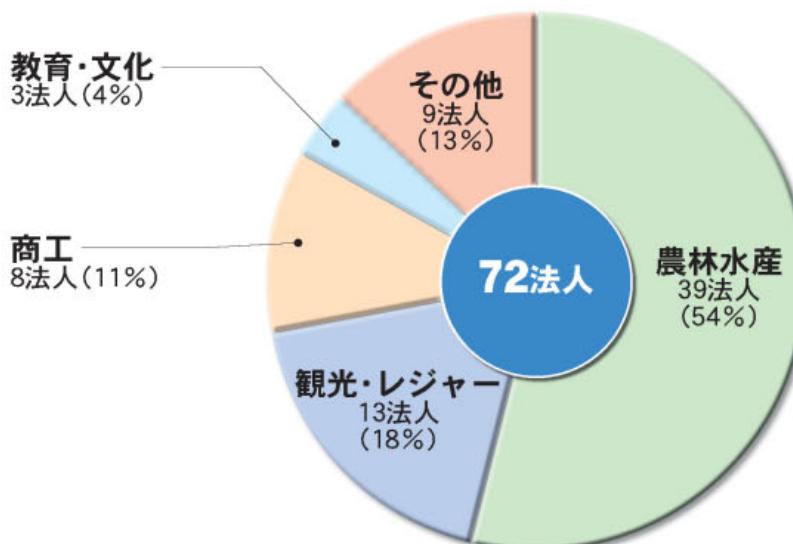
県内の市町村が全体の25%以上の出資を行っている第三セクターは平成15年度末で72法人あり、法人分類別に見ると社団法人、財団法人の民法法人が38法人、株式会社、有限会社の商法法人が34法人となっています。

また、業務分類別にみると、農産物加工会社などの農林水産関係の業務を行う法人が39法人と最も多く、次いで観光・レジャー関係（13法人）、商工関係（8法人）の順となっています。

法人分類ごとの第三セクターの推移



業務分類ごとの第3セクター設置数



8 公共施設の整備状況

公共施設の整備の状況はどのようにになっているのでしょうか？

地方公共団体は、住民の生活や福祉の向上を図り、個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、投資的経費の重点的・効率的な支出に努めながら、公共施設の整備を進めています。

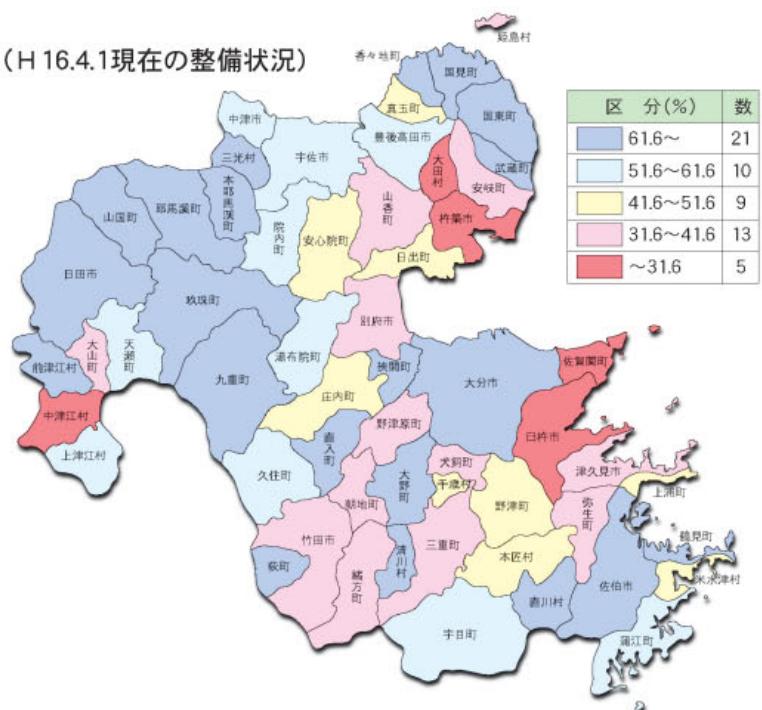
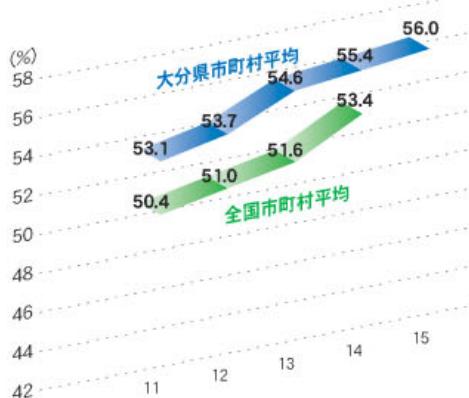
市町村道の道路改良率については、平成14年度末現在で55.4%にまで向上し、全国市町村の平均を上回る率となっています。

また、上水道・下水道等普及率は、平成14年度末現在でそれぞれ88.9%・54.8%にまで向上しましたが、全国市町村平均と比べると未だ低位にあります。

今後、未普及地域の早期解消等の住民の期待に応えていくためには、地域の実情に応じた効率的な経営のもと、建設投資の適切な実施、料金の適正化等を図る必要があるといえます。

道路改良率(市町村道)

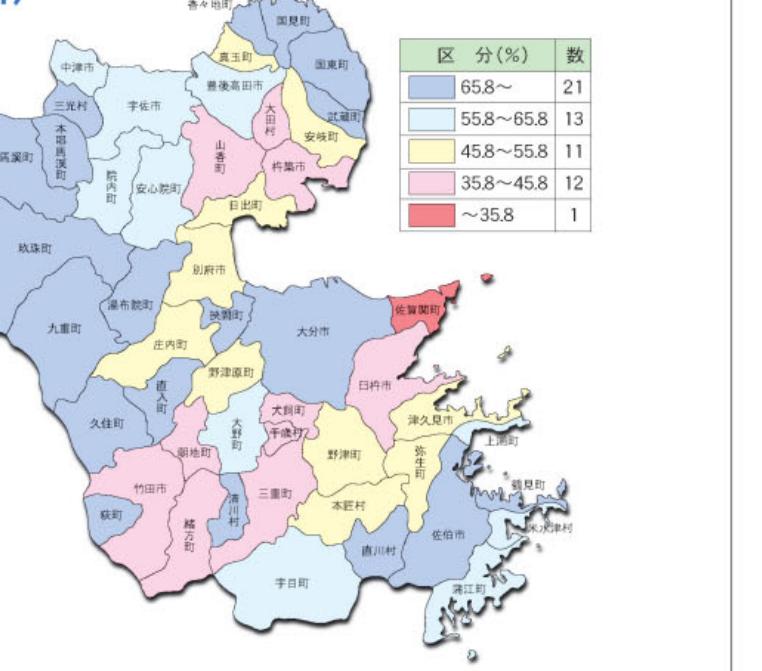
(H 16.4.1現在の整備状況)



参考

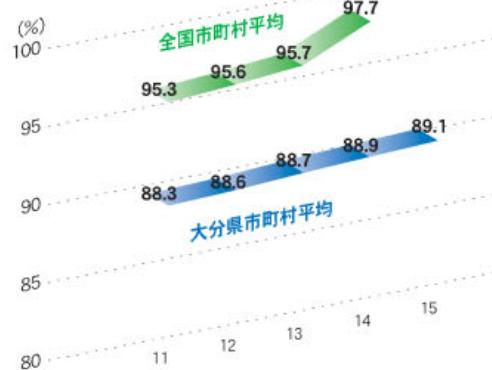
道路改良率(国、県、市町村道計)

(H15.4.1)

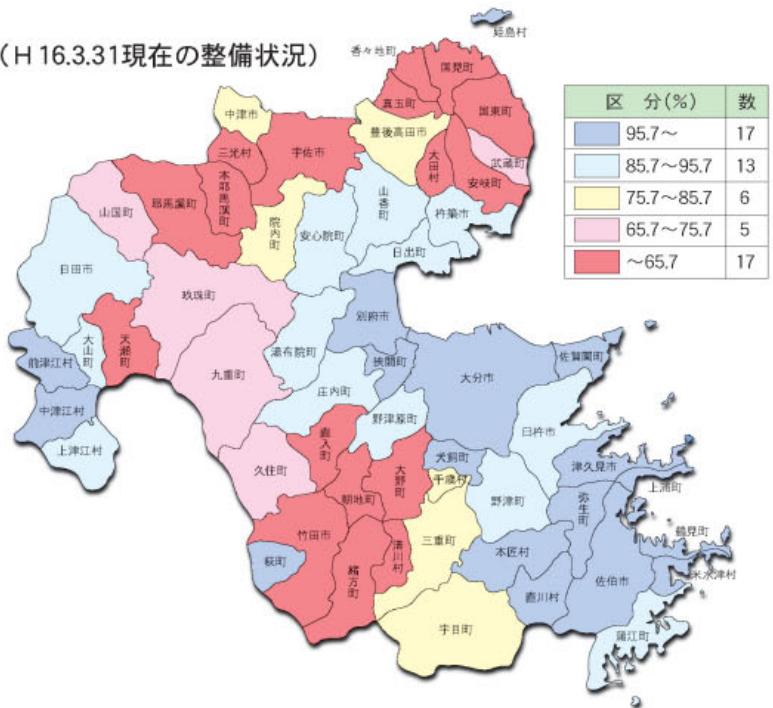


(道路課：道路現況調査)

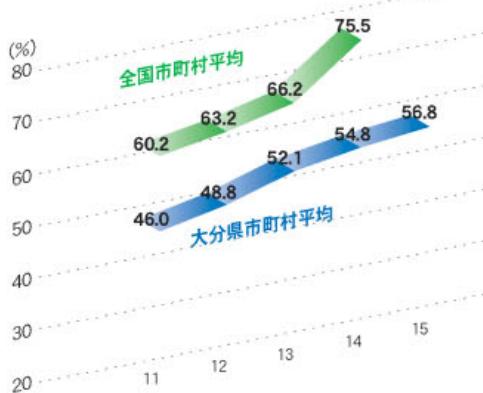
上水道等普及率



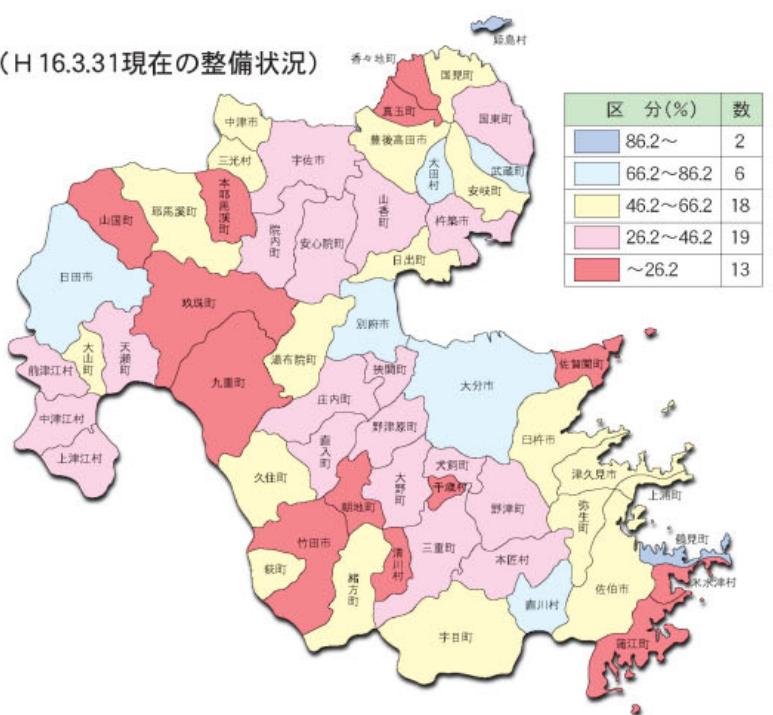
(H 16.3.31現在の整備状況)



下水道等普及率(行政区域内人口)



(H 16.3.31現在の整備状況)



各指標の算出方法

○道路改良率(%) = 改良済延長 / 実延長 × 100

○上水道等普及率(%) = 上水道等給水人口 / 住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口 × 100

※上水道等には、簡易水道、専用水道、飲料水供給施設を含む。

※全国の給水人口には、都道府県営を含む。

○下水道等普及率(行政区域内人口)(%) = 下水道等現在処理区域内人口 /

住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口 × 100

※下水道等には、公共下水道のほかに、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽を含む。

財政の健全化(弾力性の確保)に向けての取り組み

経常収支比率の状況はどのようにになっているでしょうか？

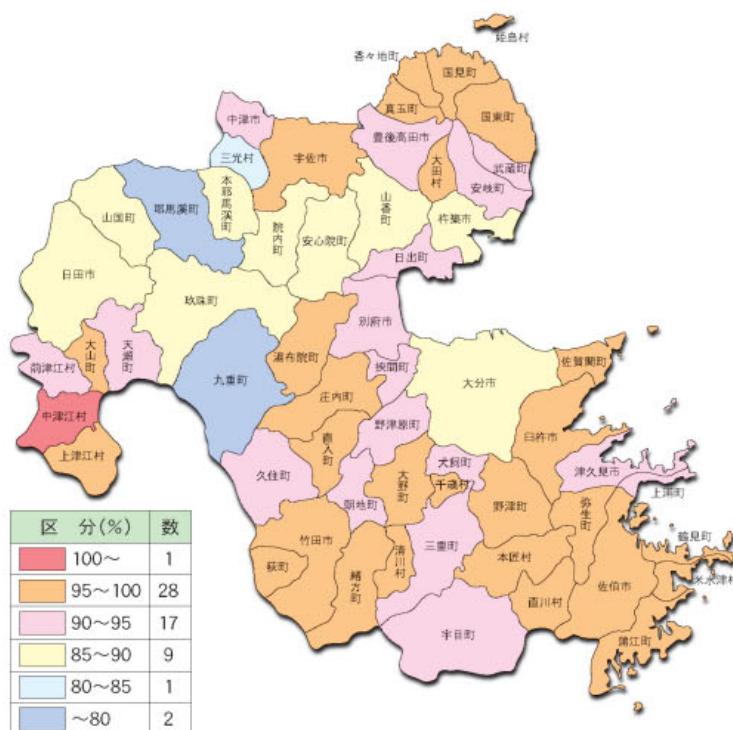
市町村財政の弾力性をはかる指標である経常収支比率は、93.7%（単純平均）で、前年度と比べると0.7ポイント悪化しています。

これは、主に扶助費が増加した一方、地方税及び地方交付税が減少したことによるものです。

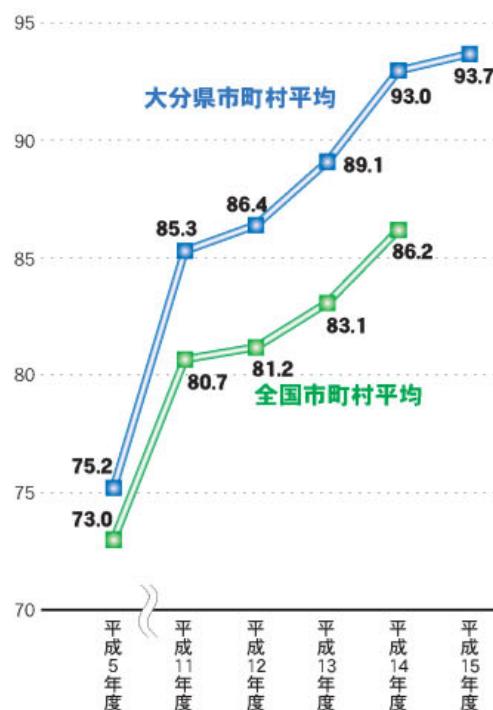
この結果、県内市町村は、全ての団体が健全性の目安（市：80%、町村：75%）を超えるとともに、90%を超える団体も46団体（79.3%）となり、財政の硬直化が一層進んでいます。

このため各団体においては、住民福祉の向上に向けた財源の確保のために、さらなる歳入の確保努力と、経常的支出の見直しが必要となっています。

経常収支比率の市町村別分布状況



経常収支比率の年度別推移



$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充當の一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{臨時財政対策債} + \text{減税補てん債}} \times 100(%)$$

→人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時経費に充当できる一般財源があり、財政構造が弾力に富んでいます。



経常収支比率が高いと言うのはどのような状態か？

市町村財政を家計に例えてみると、経常収支比率が100%を超える状態とは、毎月の給料（地方税・地方交付税等）で、毎月の生活費（職員の人件費、公債費等）が賄えずに、寄付金等の不安定な収入でその穴を埋めている状態です。

このような状態になった場合、家計で食費や光熱費等の支出内容を見直し、無駄を省く努力をするように市町村においても同様に、経常的支出の徹底的な見直しが必要とされています。

財政講座

人件費の動向はどのようにになっているのでしょうか？

市町村の義務的経費の45.5%を占める人件費は、公務員給与の引き下げ等の影響により0.6ポイントの減少となっています。

しかしながら、本県市町村の給与水準をラスパイレス指数（国家公務員の給与水準を100としたときの、地方公務員の給与水準を示したもの）で見てみると、適正化への努力が払われてはいるものの、依然として全国平均より高い状況にあることから、地方財政の状況と給与関係経費のあり方に対する世論の動向等にも注視し、引き続き積極的にその適正合理化に取り組む必要があります。

平成16年度ラスパイレス指数(市分)



平成16年度ラスパイレス指数(町村分)



ラスパイレス指数の推移



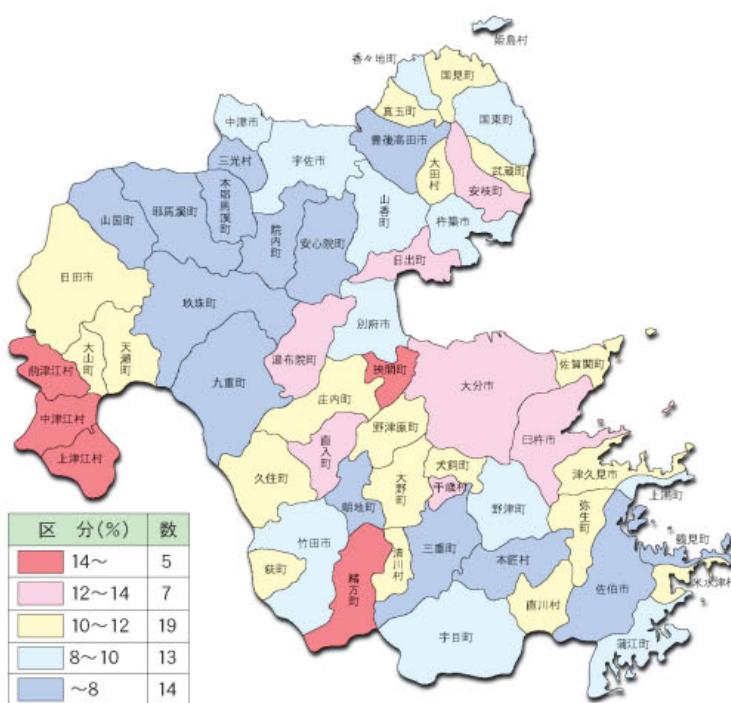
公債費の動向はどうなっているのでしょうか？

市町村の実質的な公債費負担を示す起債制限比率^{※1}は、昨年度より0.4ポイント上昇し9.9%となりました。これは過去に景気対策として行った普通建設事業等にかかる起債の償還額が増加しているためで、市町村財政を圧迫する大きな要因となっています。

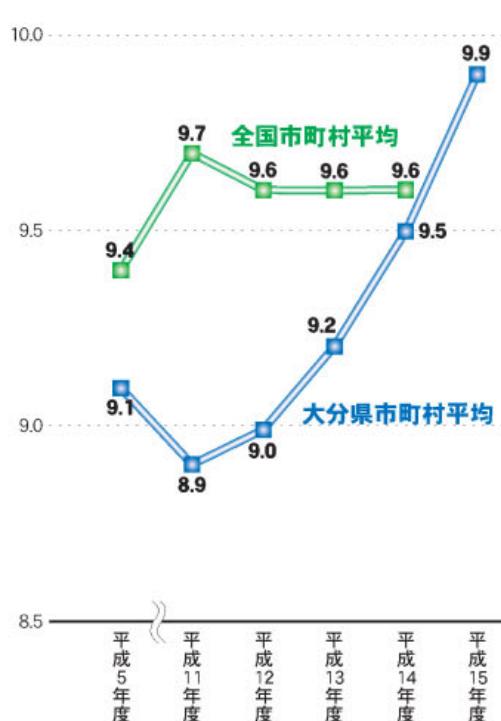
本県市町村の起債制限比率は全国平均を下回って推移していますが、これは過疎対策事業債のように後年度の起債の償還費の大半が地方交付税で措置^{※2}される起債を多く活用しているためです。

しかしながら、全国的に起債制限比率が横ばいで推移しているのに対して、本県では、上昇基調にあることから、今後プライマリーバランス^{※3}の均衡を保つなど、さらに公債費負担の適正化を図る必要があります。

起債制限比率の市町村別分布状況



起債制限比率の年度別推移



※1 起債制限比率

起債制限比率は、地方債元利償還金から繰上償還された額を除き、さらにこれに充当された一般財源のうち地方交付税が措置されたものを除いたものが、標準財政規模(地方交付税措置分を控除)及び臨時財政対策債発行可能額の合計額に対してどの程度の割合になっているかをみるもので、この指標は地方債の許可の制限に用いられており、この比率が20%以上の団体に対しては、原則として、一般単独事業などに係る地方債の発行が制限されます。

※2 交付税措置

例えば河川改修や港湾整備等の公共事業では、特定の地域において一定時期に集中的に実施され、その事業費の地方負担額が多額に上る場合を考慮して、基準財政需要額と現実の財政負担との間に大きな開きを生じさせないために、交付税の算定の際に割り増し措置が行われている。過疎対策事業債は、償還時に元利償還金の7割が交付税で措置され市町村の実質的な公債費負担を引き下げています。

※3 プライマリーバランス

公債費関連の歳入・歳出を除いた基礎的財政収支で、公債の利払費と償還費を除いた歳出と、公債発行収入を除いた歳入のバランスを見るもの。プライマリーバランスが均衡している場合、現世代の受益と負担が釣り合うことになります(プライマリーバランスが赤字の場合は将来世代に負担を回していることになります)。近年の財政構造改革等の議論において、持続可能な財政バランスの実現のための指標として使用されるようになりました。

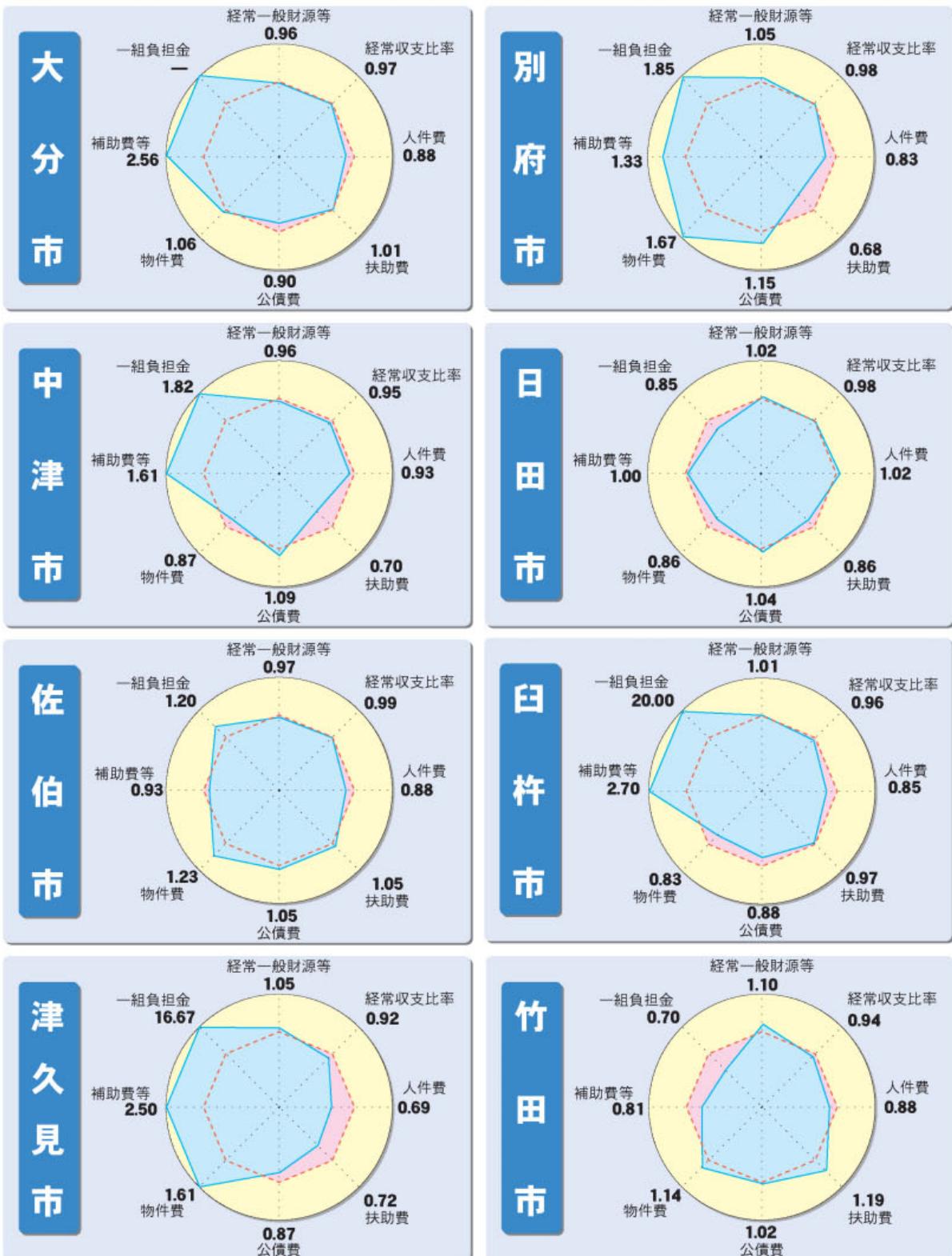
財政の健全化のためにどのような取り組みを行えばよいのでしょうか？

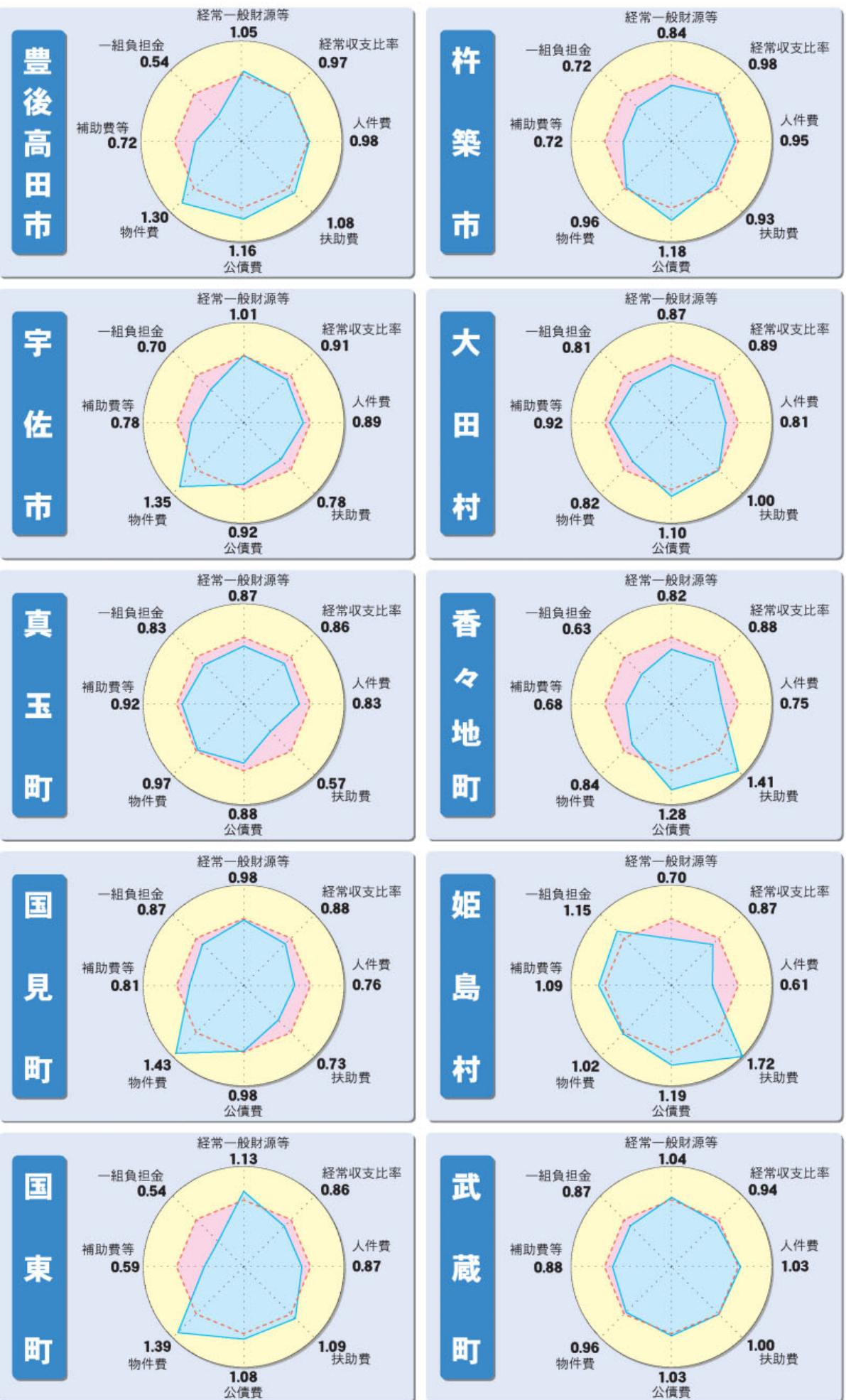
以下のレーダーチャートは、県内の市町村毎にどの分野に対する経常的な歳出が多いのかを経常収支比率をもとに示したものです。赤色で着色した部分が、各市町村が属する類似団体のデータを示したもので、青色部分が各団体のデータを示しています。

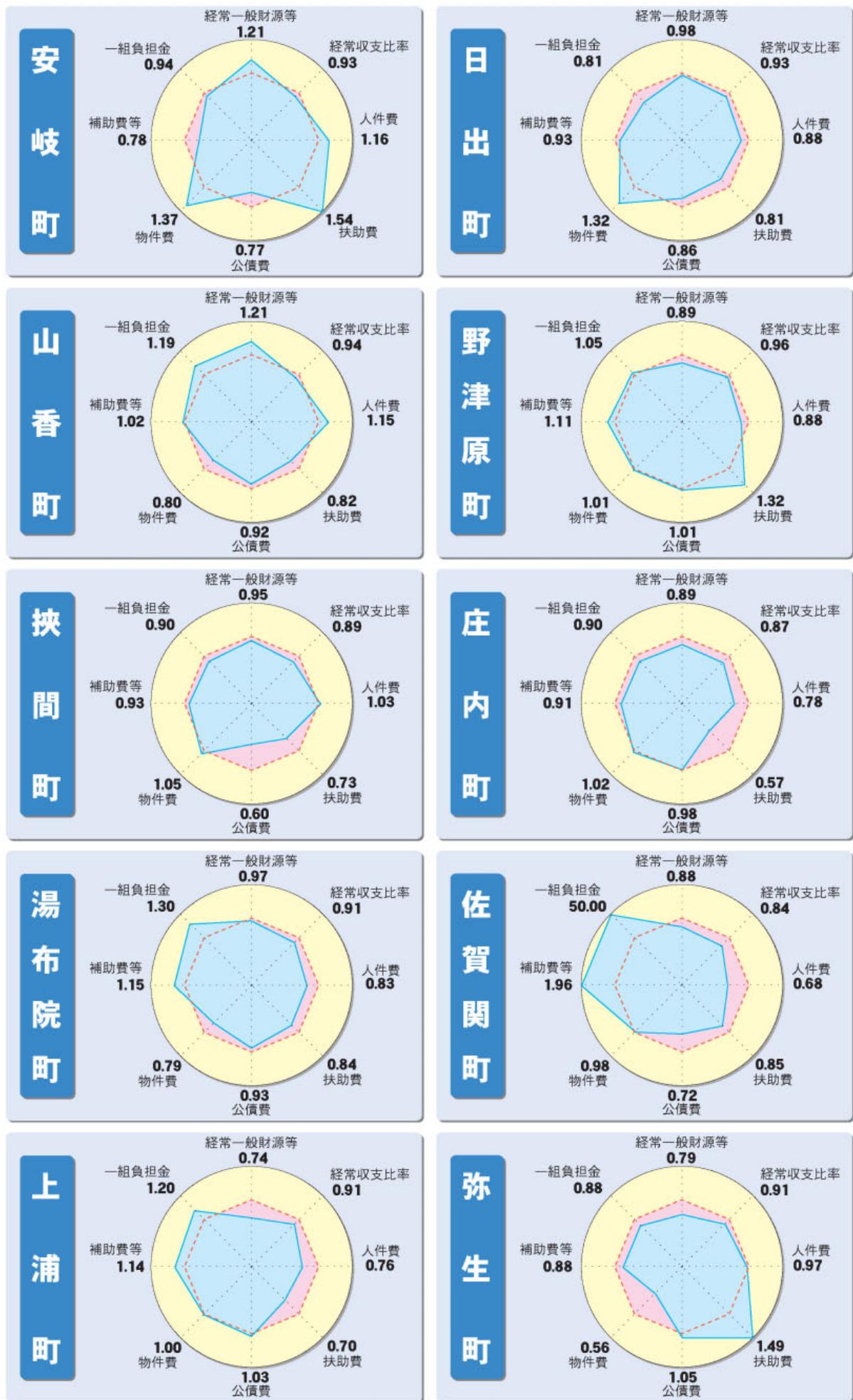
赤色部分が多いほど、類似団体に比べて財政の硬直化が進んでいると考えられるので、今後の予算編成等において、その部分については適正化に向けて重点的な努力が必要と考えられます。

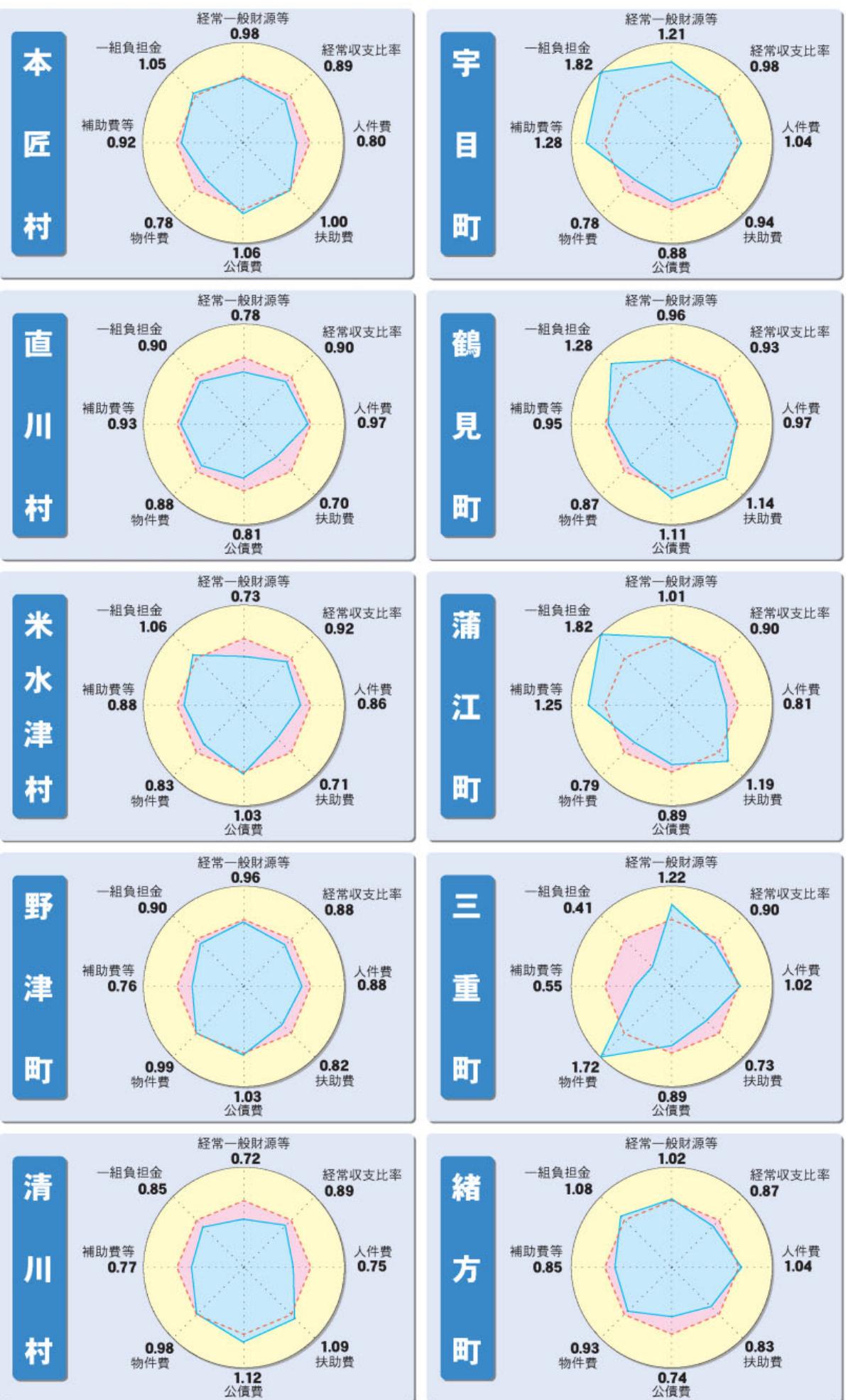
県内市町村の経常収支比率の項目別分析（平成14年度類似団体比較）

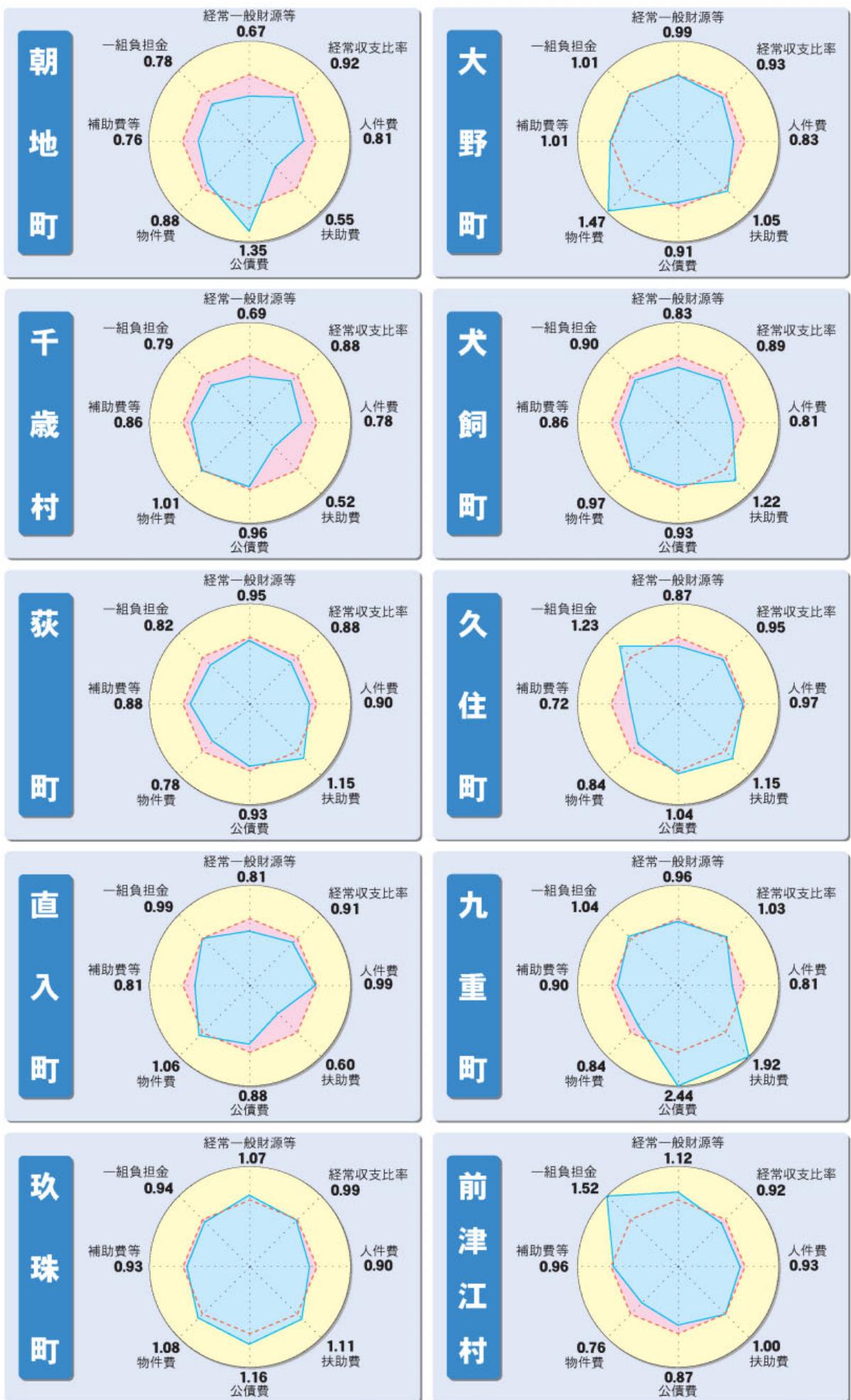
(注)類似団体を1とした場合の割合で表示(数値が大きいほど弾力性がある。1.5以上の場合1.5としている。)

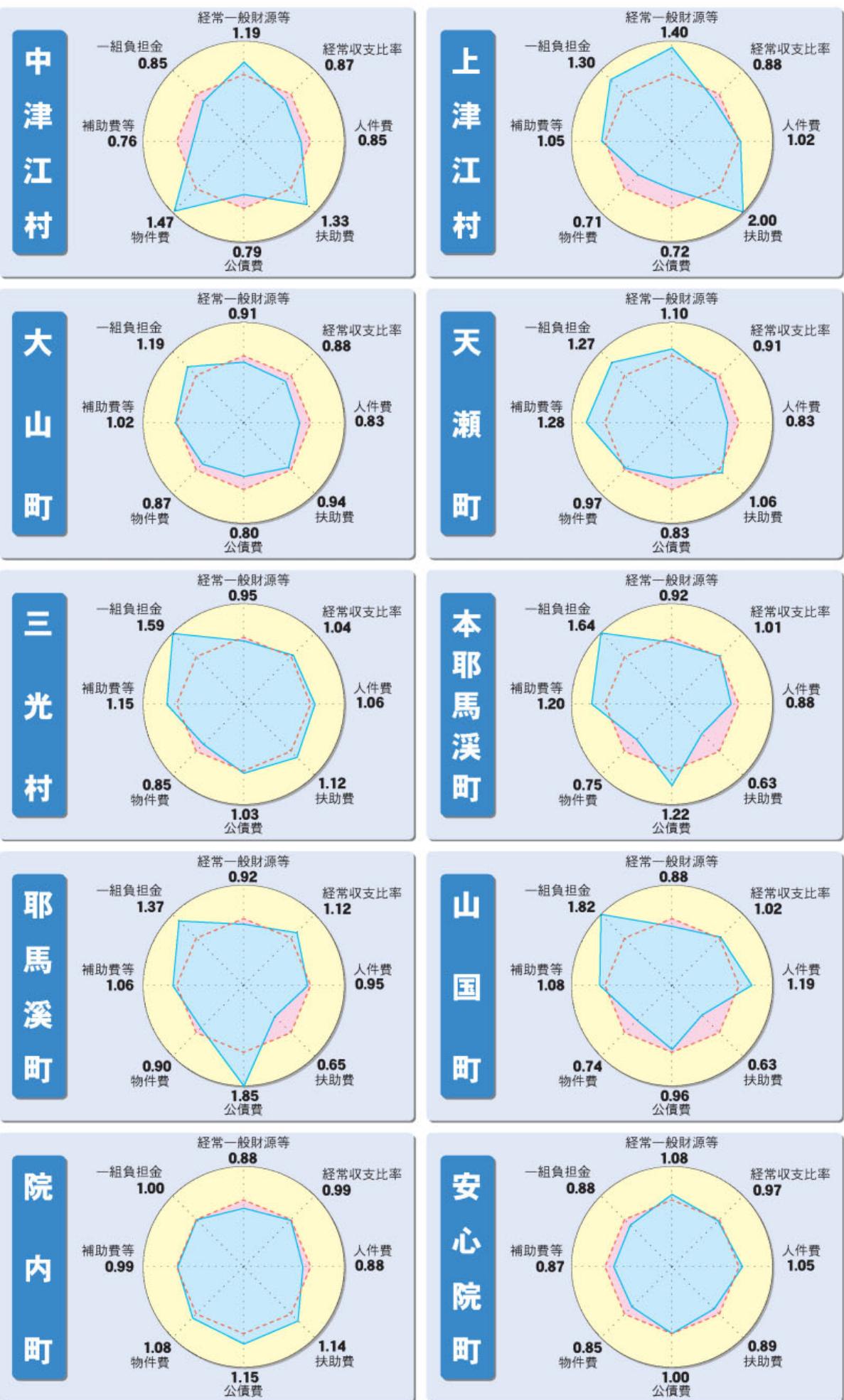












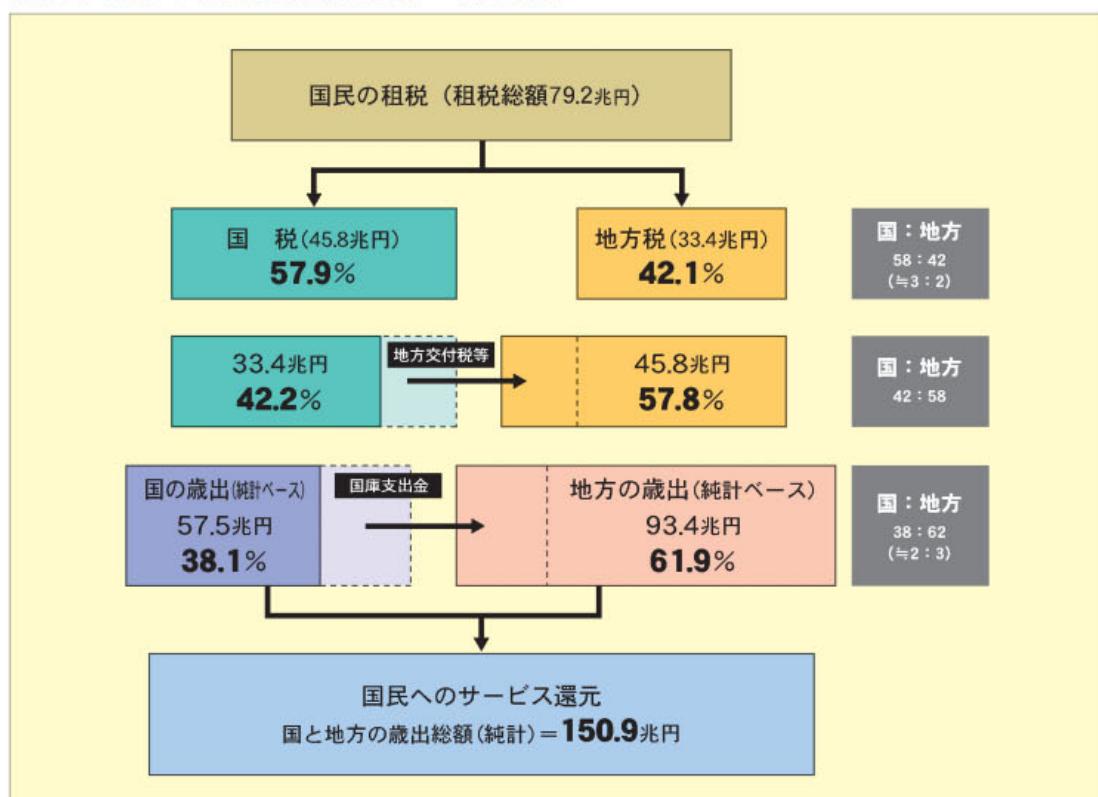
市町村財政の課題

1 三位一体の改革の推進

どうして三位一体の改革が必要となったのでしょうか？

地方財政が大幅な財源不足の状況にあるなかで、地方分権をさらに進めるためには「地方にできることは地方に委ねる」という原則の下、歳入・歳出の両面において、地方の自由度を高め、地方の自立に向けた構造改革の実現に取り組むことが必要だと考えられます。この実現のために、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方をまとめて見直す、いわゆる三位一体の改革が推進されています。

国と地方の財源配分(平成14年度決算)



地方の自立に向けた構造改革の実現

・地方税中心の歳入構造の実現

地方における歳出規模と税収の乖離→できる限り縮小

歳 出 国:地方 = 2 : 3
税収入 国:地方 = 3 : 2

・国庫補助負担金や法令等による国の関与の見直し

行政サービスによる受益と負担の対応関係のより一層の明確化
国・地方を通じる行政改革や財政構造改革の推進

三位一体の改革の具体的な内容はどのようにになっているのでしょうか？

地方の自立に向けた構造改革を推進するためには、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を相互に関連づけ一体的に検討することが必要だと考えられます。

「三位一体の改革」について

基本方針2003

総論

- 「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、
 - 地方は自らの創意工夫と責任で政策を決める。
 - 地方が自由に使える財源を増やす。
 - 地方が自立できるようにする。

「改革の展望」の期間(平成18年度まで)に以下を三位一体で推進。

基本方針2004

- 三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかにし、年内に決定。その際、地方の意見に十分耳を傾ける。
- 全体像には、残り3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に盛り込む。
- 税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討。

国庫補助負担金の改革

- 概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減の改革。

税源移譲

- 廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについて税源移譲。
 - ・ 税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。
 - ・ 義務的な事業については全額、その他は8割程度を目安として移譲。

地方交付税

- 交付税の財源保障機能全般を見直し、縮小。
 - ・ 地方財政計画の歳出を徹底的に見直し、交付税総額を抑制。
 - ・ 算定方法の見直し(段階補正、事業費補正等)
 - ・ 不交付団体(市町村)の人口割合を大幅に高めていく。

- 税源移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施。
- 併せて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を実施。
- 国の関与・規制の見直しを一体的に行うことが重要。

- 平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施。
- 応益性や偏在度縮小の観点を踏まえ、個人住民税所得割の税率をフラット化する方向で検討。

- 地方団体の改革意欲を削がないよう、地方の歳出を見直し、抑制する一方、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置。
- 上記より、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保。
- 地方団体の効率的な行財政運営を促進するよう、算定の見直しを検討。
- 財政力の弱い団体において、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減額に満たない場合は地方交付税の算定等を通じて適切に対応。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」・同「2004」等を基に作成

2 市町村合併の取り組み

県内の市町村合併の取り組みはどうなっているのでしょうか？

大分県内各地域では、市町村合併に向けた取組が進められており、平成17年4月1日には今までの58市町村（11市、36町、11村）から25市町村（12市、11町、2村）となる見込みで、また、法定合併協議会を設けて協議中の団体においては「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号）の期限である平成17年3月末日までに、県知事に合併申請を行うべく協議が重ねられています。

※総務大臣告示済及び県議会議決済を含む



大分県内の合併協議の状況

H17.1.1現在

進捗状況	地域名	構成市町村名	人口(人) 面積(km ²)	合併(目標)期日	新市の名称	備考
合併済	●大分・佐賀 関・野津原	大分市、佐賀関町、野津原町	454,424 501	H17. 1. 1	大分市	
	●臼杵野津	臼杵市、野津町	45,486 291	H17. 1. 1	臼杵市	
合併後市町村数(H17.1.1現在)		(5市町 → 2市) △3団体減少	55市町村 (11市33町11村)			
総務大臣告示済 H16. 1. 15	●佐伯南郡	佐伯市、上浦町、弥生町、本匠村、宇目町、直川村、鶴見町、米水津村、蒲江町	84,449 903	H17. 3. 3	佐伯市	
H16. 7. 26	●西高	豊後高田市、真玉町、香々地町	26,206 207	H17. 3.31	豊後高田市	
H16. 7. 26	●宇佐両院	宇佐市、安心院町、院内町	62,349 439	H17. 3.31	宇佐市	
H16.10.20	●竹田直入	竹田市、荻町、久住町、直入町	28,689 478	H17. 4. 1	竹田市	
H16.10.20	●日田市郡	日田市、前津江村、中津江村、上津江村、大山町、天瀬町	77,369 666	H17. 3.22	日田市	
県議会議決済 H16.12.15	●中津下毛	中津市、三光村、本耶馬渓町、耶馬渓町、山国町	85,617 491	H17. 3. 1	中津市	
H16.12.15	●大野郡5町2 村	三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町	43,371 603	H17. 3.31	豊後大野市	
合併後市町村数(H17.4.1見込)		(37市町村 → 7市) △30団体減少	25市町村 (12市11町2村)			
合併調印済 H16.12.19	●大分郡3町	挾間町、庄内町、湯布院町	35,248 319	H17.10. 1	由布市	
合併後市町村数(H17.10.1見込)		(3町 → 1市) △2団体減少	23市町村 (13市8町2村)			
法定合併協議会	●東国東	国見町、姫島村、国東町、武蔵町、安岐町	38,186 325	(特例法期限内)		
	●杵築山香大田	杵築市、山香町、大田村	33,363 280	H17.10. 1	杵築市	
	玖珠九重	玖珠町、九重町	30,554 558	(特例法期限内)		休止中

※地域名の欄の●は、合併重点支援地域

市町村合併によりどのような支援があるのでしょうか？

市町村は、合併することによって諸経費の節約が可能になるなど、簡素で効率的な行財政運営を通じ、長期的には行財政経費の低減につながりますが、合併直後においては、合併市町村の一体性の確立、まちづくりに要する諸経費等によって、財政需要は一時的に増大することが予想されます。

国及び県では、主に以下のような財政支援を行うこととしています。

国の支援措置

1 合併特例債

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に対し、合併年度及びこれに続く10年度に限り、地方債(充当率概ね95%)をもってその財源とすることができます。また、当該地方債の元利償還金の70%について、普通交付税措置が行われます。

●市町村建設計画に基づく対象事業

市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業のうち、特に必要な事業

(1)合併後の市町村の一体性の速やかな確立を行なうために行う公共的施設の整備事業

(2)合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業

(3)合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合事業

●基金対象事業

地域住民の連帯の強化、地域振興等のために設ける基金に対する積立

2 合併算定替

合併市町村に対して交付される普通交付税の額は、一般的に当該市町村が合併せずに存続したと仮定した場合の普通交付税の合算額より少ない額になります。そこで、合併後10年度間は合併がなかったものと仮定して毎年算定した普通交付税の額が保障され、さらに5年度間で段階的に本来の交付税額にします。



3 合併市町村補助金

市町村建設計画に基づく事業に対し、合併関係市町村の人口に応じ、1関係市町村あたり右表の合算額を3ヵ年で補助します。

(単位:人、百万円)	
関係市町村人口	補助金交付上限額(3ヵ年合計)
~ 5,000	60
5,001 ~ 10,000	90
10,001 ~ 50,000	150
50,001 ~ 100,000	210
100,001 ~	300

県の支援措置

財政支援

「大分県市町村合併推進交付金交付要綱」に基づき、合併市町村に対し5年間を限度に5億円～10億円の財政支援を行います。 5億円 + 1億円×(合併関係市町村数 - 2) 上限10億円

3 健全化への努力

地方財政の健全化を図るにはどうすればよいのでしょうか？

極めて厳しい状況にある地方財政を健全化するためには、地方税収などの地方一般財源の収入増に努めると同時に、国・地方を通じる行財政の簡素・効率化を図ることにより、収支ギャップを縮小し、借入金依存からの脱却を図る必要があります。

1 行政改革の推進

地方公共団体においては行政改革の取組が進められていますが、引き続き徹底した行政改革の推進、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進める必要があります。

- 定員管理及び給与の適正化
- 組織・機構の簡素効率化
- 事務事業の見直し、民間委託等の推進、公設民営方式の活用、各種業務のアウトソーシングの推進、公の施設の管理の指定管理者制度の活用、PFIの活用等

※PFI：PFIとは、国や地方公共団体等が自ら行ってきた社会資本の整備・公共サービスの提供について、民間の資金やノウハウを活用し、設計から建設、運営までを、民間が行う手法です。

2 透明性の向上

地方分権の進展に伴い地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大されることに対応し、行政手続きの公正を確保するとともに透明性の向上を図り説明責任を果たしていくことが求められます。

- バランスシート、行政コスト計算書の作成、公表
- 行政情報の一層の公開、住民との情報の共有化
- パブリックコメント制度の導入

4 地域の政策課題への対応

地域の政策課題への対応はどうすればよいのでしょうか？

地域の総合的な行政主体である地方公共団体は、さまざまな地域の政策課題に積極的に対応し、住民福祉の向上を図る必要があります。

●地域の活性化

地域再生関連対策、観光立国の推進等

●情報化の推進

電子自治体の推進、地域情報通信基盤の整備、誰もがITを利用できる社会を実現するための取り組みの推進

●良質な環境の保全・創造

●総合的かつ効率的な地域福祉施策の推進

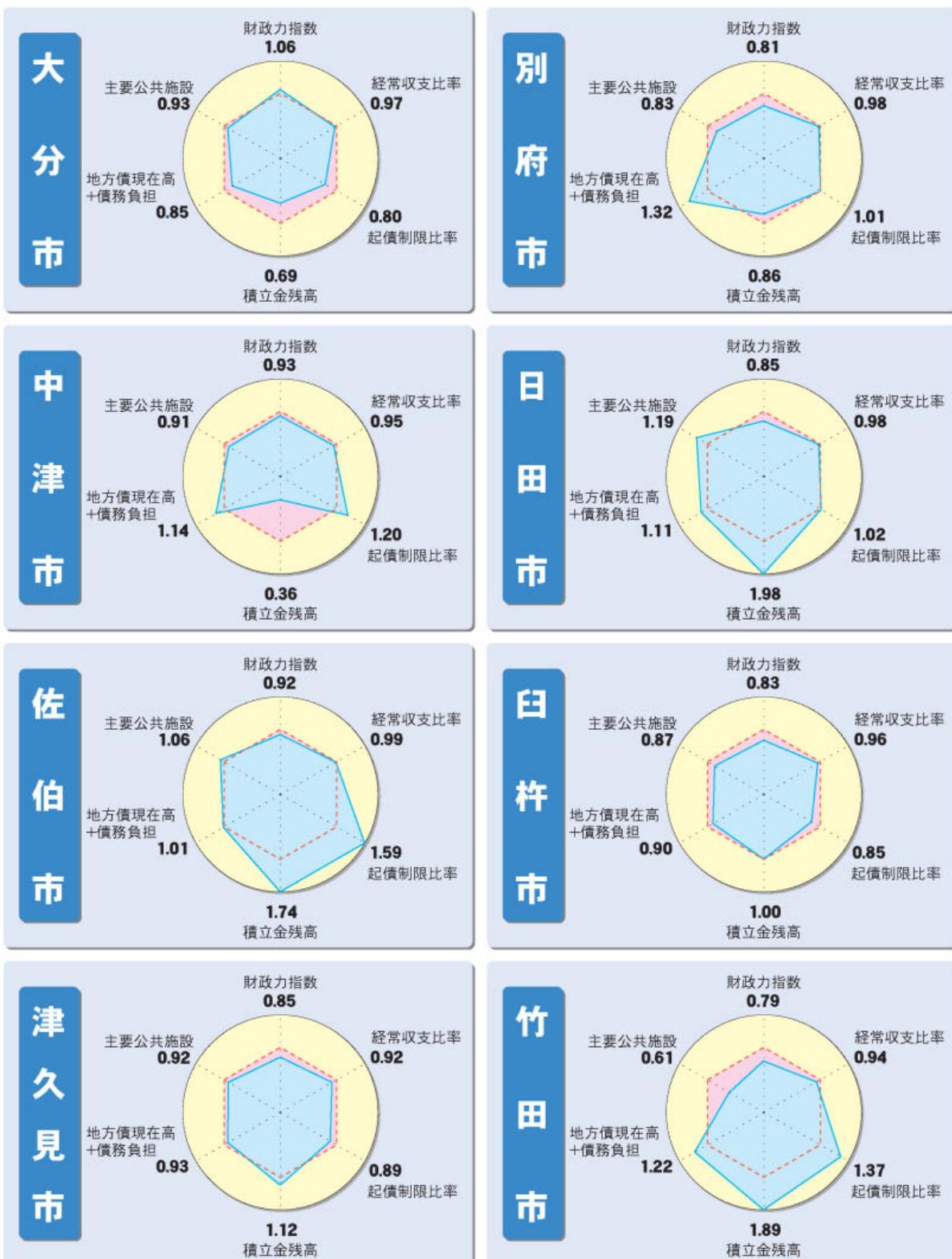
市町村財政関係資料

主要指標で見る個別団体の状況

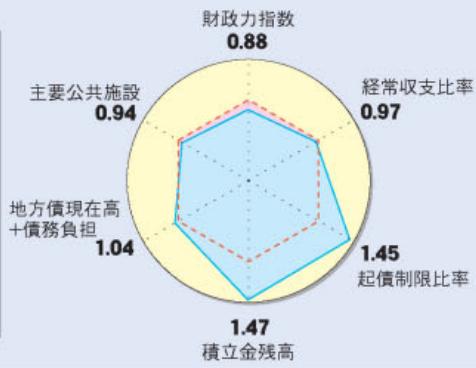
以下のデータは、県内市町村の平成14年度決算における主要指標を、全国の類似団体と比較したレーダーチャートです。赤色で着色した部分が、当該団体と類似団体とを比較した場合に、今後改善すべき項目であると言えます。

個別団体の状況（平成14年度類似団体比較）

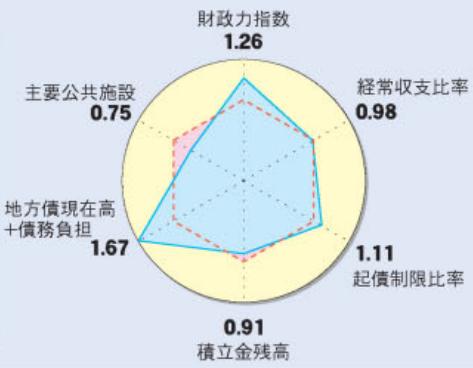
※表の見方について
P20参照



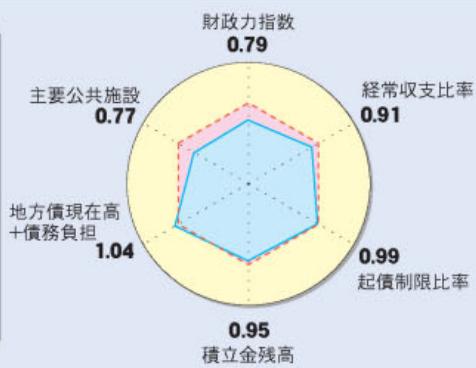
豊後高田市



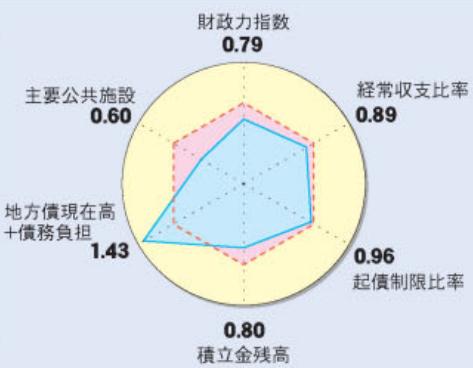
杵築市



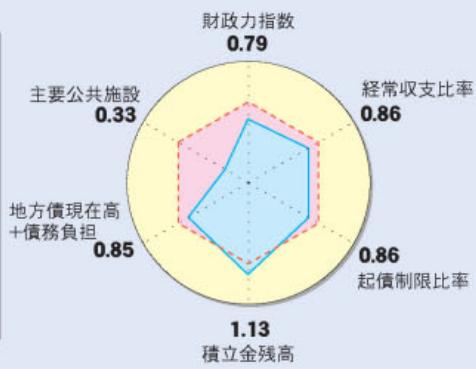
宇佐市



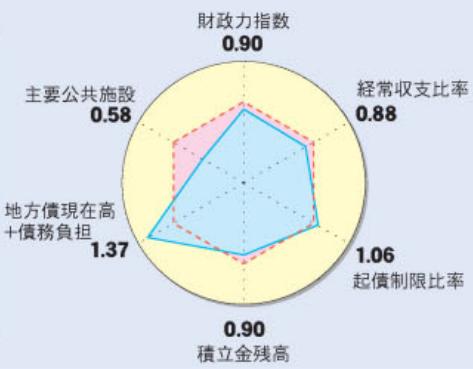
大田村



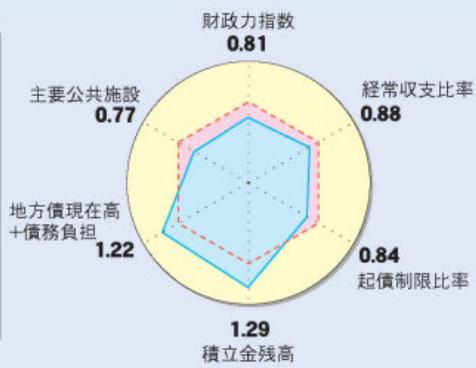
真玉町



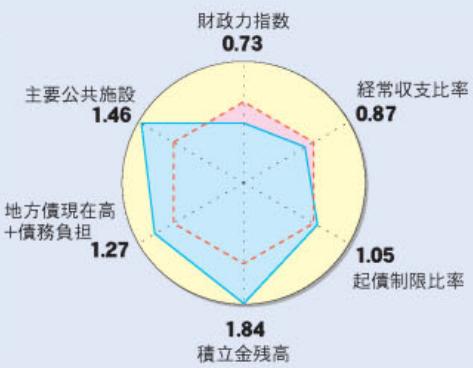
香々地町



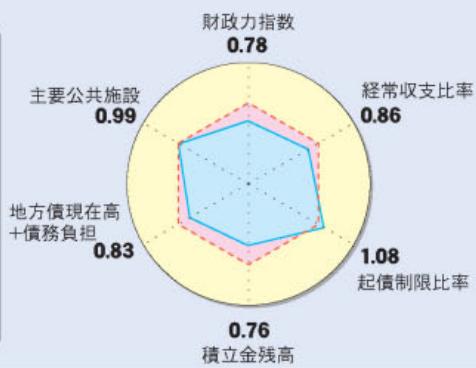
国見町



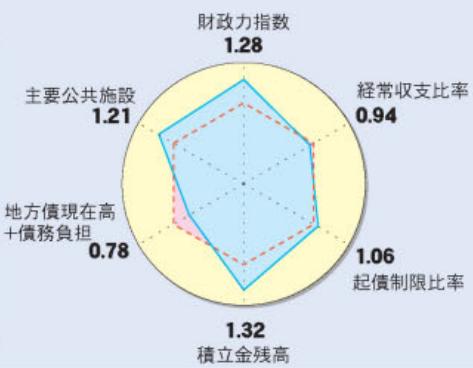
姫島村



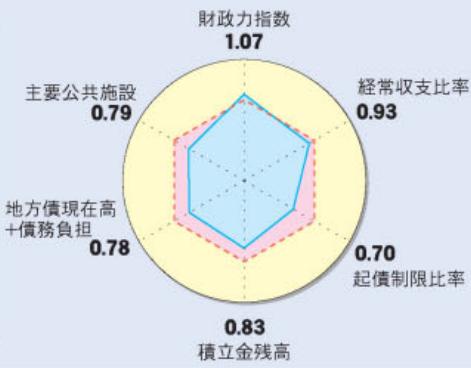
国東町



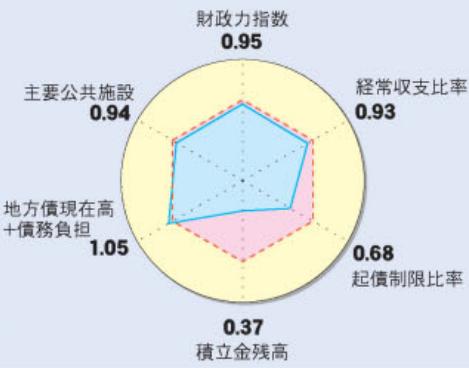
武藏町



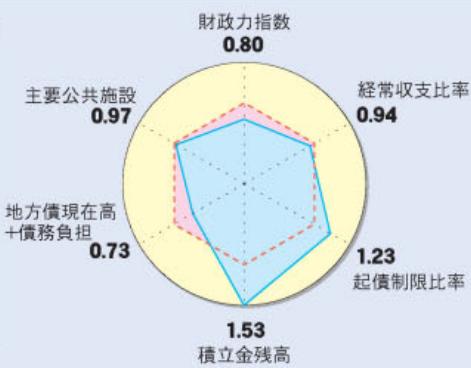
安岐町



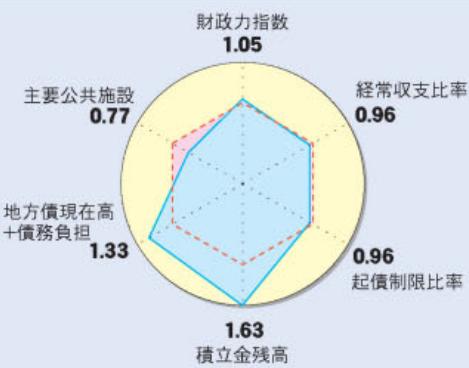
日出町



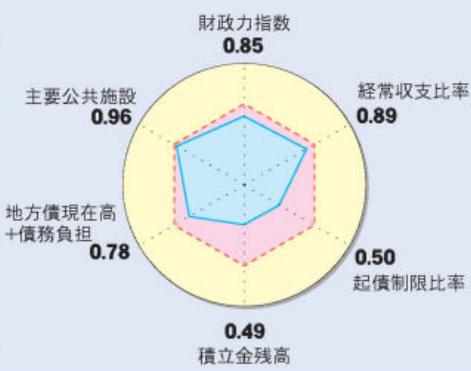
山香町



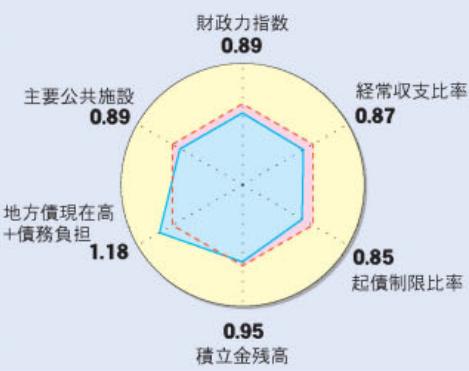
野津原町



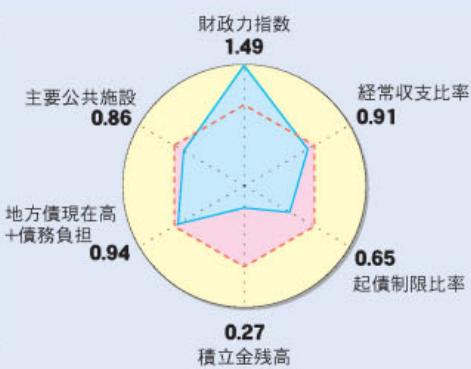
挾間町



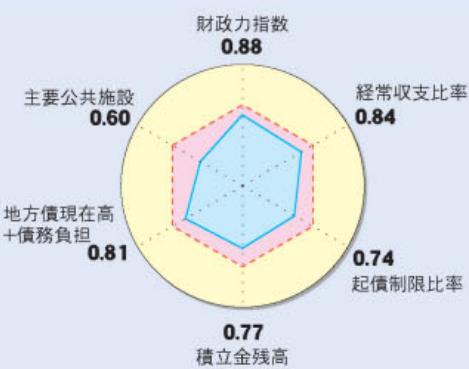
庄内町



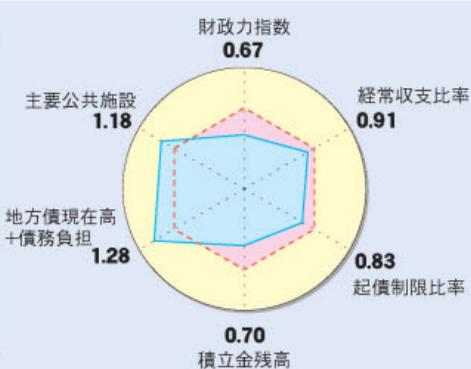
湯布院町



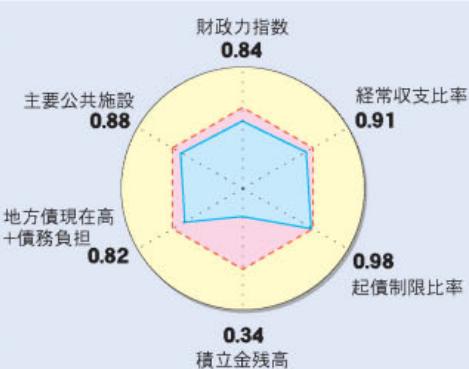
佐賀関町

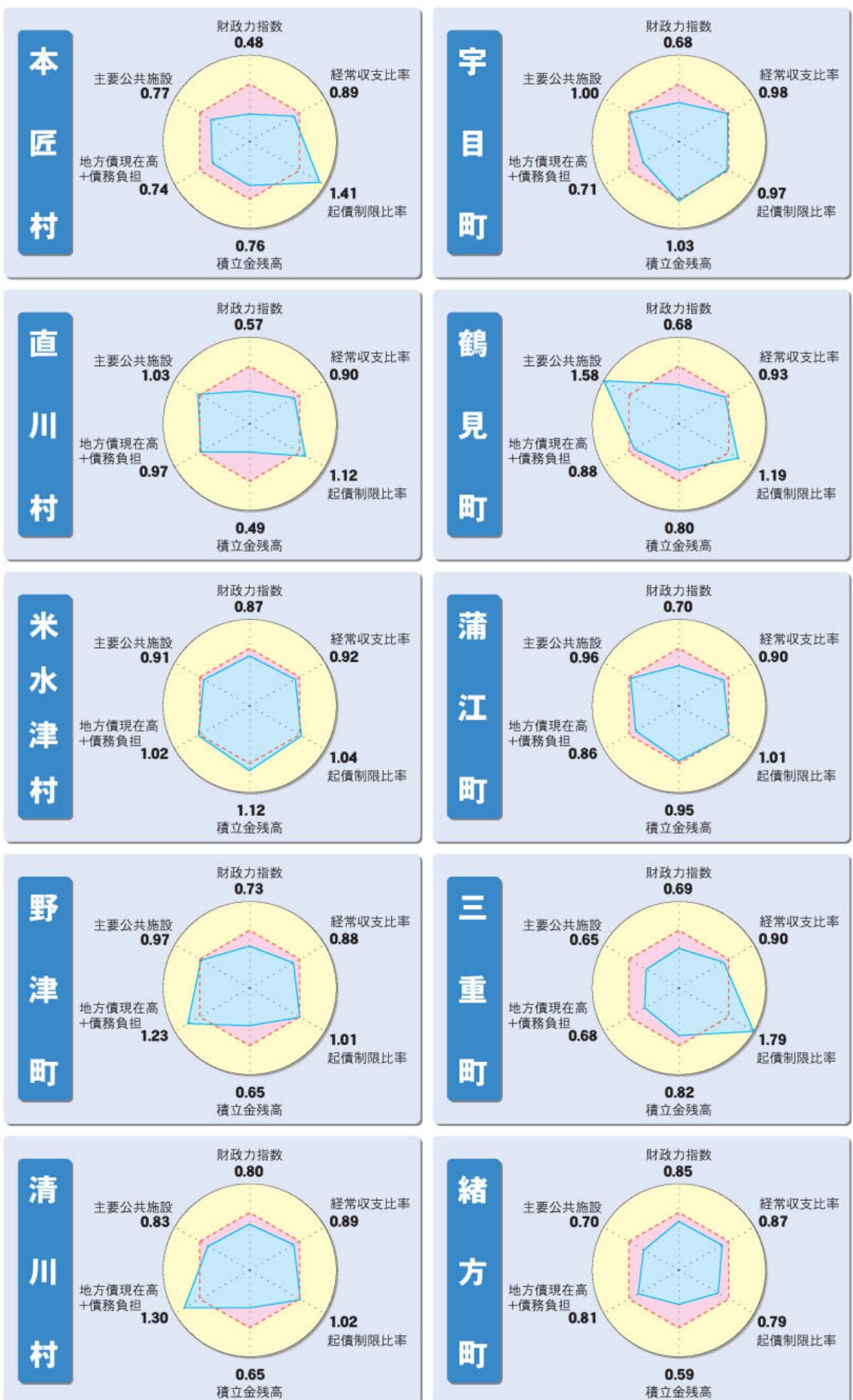


上浦町

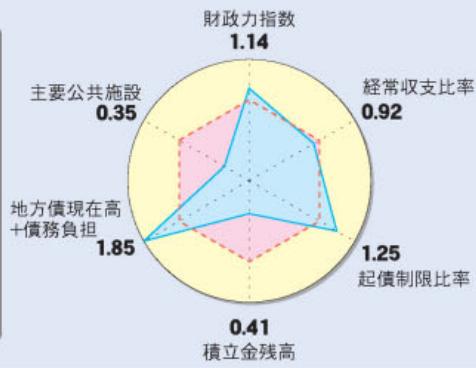


弥生町

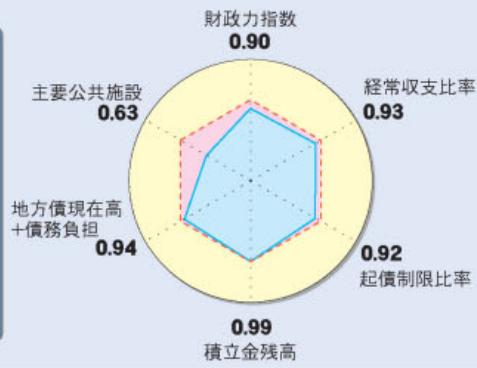




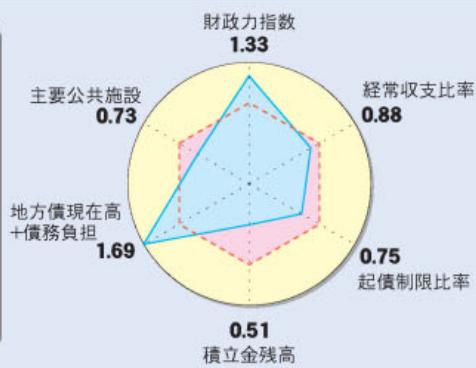
朝地町



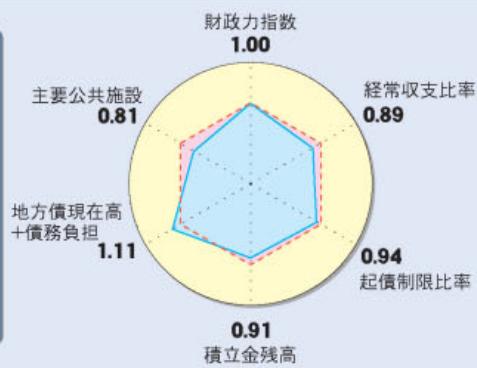
大野町



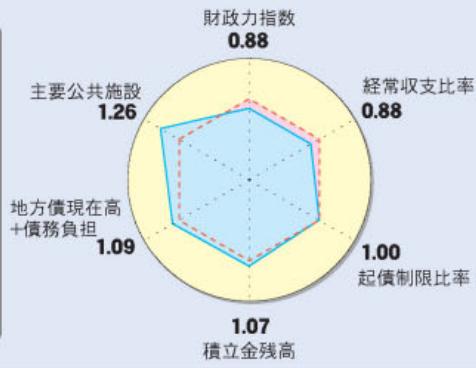
千歳村



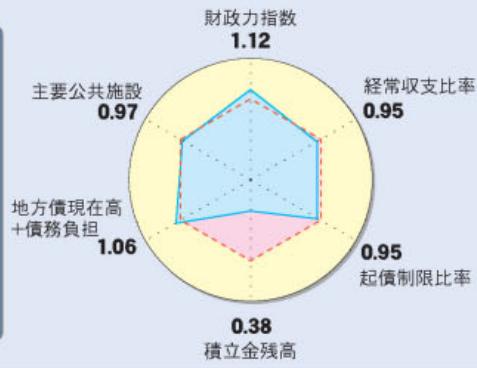
犬飼町



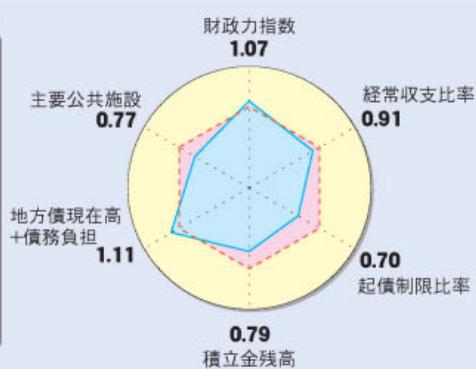
荻町



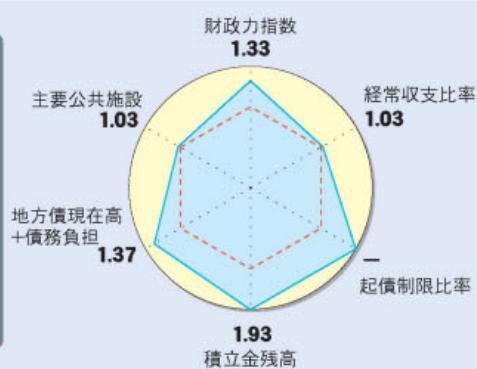
久住町



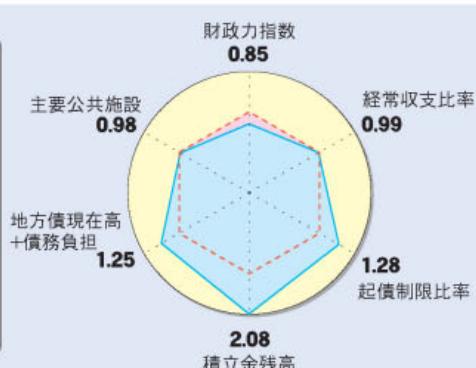
直入町



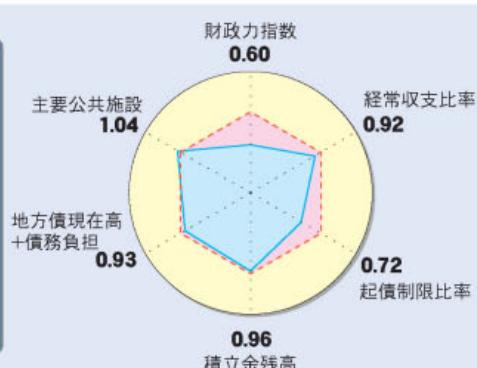
九重町

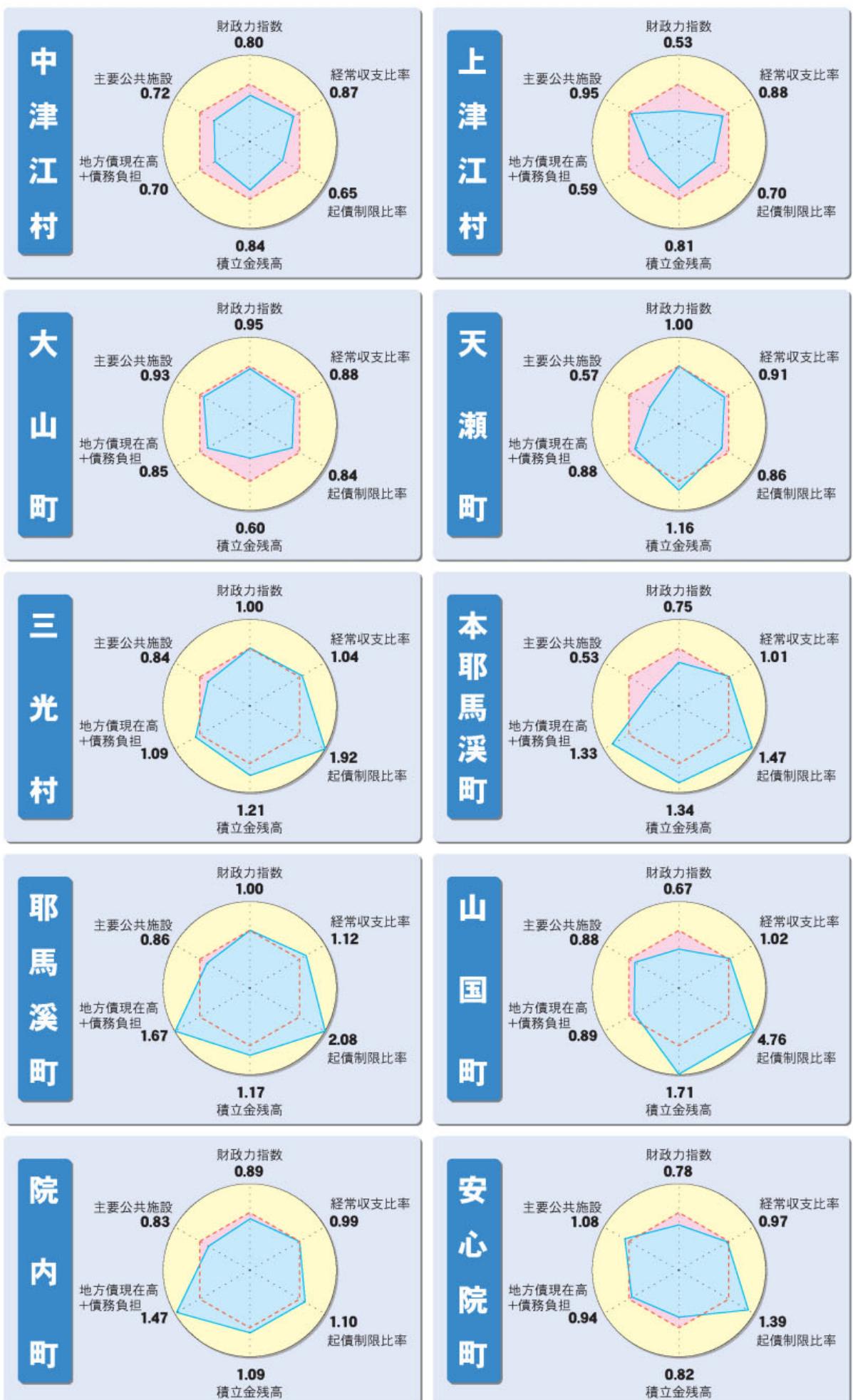


玖珠町



前津江村





平成15年度市町村別決算指標

(単位: %)

項目 市町村名	財政力指数 (3年平均)	実質収支比率	一般財源比率	自主財源比率	市町村税 徴収率 (現額分)	経常収支比率	経常収支比率 (人件費)	経常収支比率 (公債費)	起債制限比率 (3年平均)
大分市	0.85	3.4	69.7	57.2	93.4	87.8	31.9	19.7	12.6
別府市	0.60	2.8	65.6	42.6	86.1	90.5	38.3	12.2	8.2
中津市	0.57	1.5	66.0	38.0	90.0	90.7	30.0	17.7	9.4
日田市	0.51	6.2	72.1	43.2	92.1	87.2	26.7	17.4	10.6
佐伯市	0.49	1.0	69.0	36.8	89.7	95.2	33.4	19.3	7.8
臼杵市	0.44	3.5	66.2	38.3	90.6	96.7	32.9	23.5	13.9
津久見市	0.40	1.6	71.7	31.1	91.0	93.4	39.6	22.0	10.6
竹田市	0.28	9.8	69.5	25.4	90.5	96.4	36.8	21.2	8.2
豊後高田市	0.31	1.8	70.5	23.7	93.8	90.1	29.1	19.7	7.7
杵築市	0.40	1.7	62.7	30.1	90.0	85.8	28.0	18.4	8.9
宇佐市	0.46	6.5	70.5	34.6	92.2	95.8	32.4	18.4	9.6
大田村	0.11	9.8	78.1	19.5	97.0	97.8	34.7	25.4	10.0
真玉町	0.16	3.1	69.4	20.5	96.8	96.1	31.0	28.6	11.1
香々地区	0.17	9.2	74.5	23.2	95.4	95.6	36.2	20.5	9.9
国見町	0.18	4.8	65.2	17.3	96.0	99.9	36.8	24.0	11.6
姫島村	0.11	9.3	56.7	23.7	95.3	98.9	46.3	25.1	9.9
国東町	0.29	5.4	79.2	25.4	65.6	97.6	31.2	17.2	8.2
武藏町	0.31	0.8	60.5	26.7	96.3	94.0	27.2	23.4	10.5
安岐町	0.34	6.5	78.3	29.8	95.5	92.3	24.4	27.0	13.2
日出町	0.53	1.5	77.7	38.8	84.5	92.2	31.9	19.5	12.9
山香町	0.24	5.0	66.2	20.7	82.6	89.3	23.2	24.6	8.2
野津原町	0.23	12.5	68.2	33.6	98.4	94.9	33.0	27.6	11.4
挾間町	0.42	4.1	72.6	35.0	89.8	94.4	26.6	27.2	15.5
庄内町	0.25	6.8	67.0	30.9	96.3	95.5	32.7	20.3	10.3
湯布院町	0.64	4.9	78.3	46.8	80.9	96.7	35.0	19.3	13.0
佐賀関町	0.38	3.9	75.6	31.6	93.2	99.9	40.1	24.4	11.4
上浦町	0.15	1.9	40.7	28.2	98.4	91.4	36.3	24.4	9.8
弥生町	0.27	5.4	72.3	26.0	94.9	98.3	32.0	22.7	10.1
本匠村	0.10	5.5	61.0	20.1	99.5	98.4	34.9	27.1	7.7
宇目町	0.14	4.3	72.7	20.9	99.0	91.8	28.0	27.5	9.9
直川村	0.13	12.9	51.8	21.1	98.2	98.4	30.7	33.4	10.4
鶴見町	0.13	6.7	71.5	27.2	95.4	96.9	29.9	22.1	7.7
米水津村	0.14	15.5	65.8	30.7	94.5	97.0	32.9	31.4	11.4
蒲江町	0.19	6.9	65.9	22.9	83.0	96.1	34.0	23.2	8.7
野津町	0.22	5.9	74.9	20.1	95.8	95.6	33.2	20.4	8.9
三重町	0.37	8.2	75.7	30.2	94.3	92.6	27.0	18.2	5.6
清川村	0.12	9.3	69.9	16.1	99.0	99.0	38.6	26.0	10.0
緒方町	0.17	4.4	71.7	20.1	99.0	99.6	27.1	35.4	14.8
朝地町	0.16	6.9	46.9	12.1	97.7	94.9	35.1	20.7	7.4
大野町	0.19	5.2	73.4	20.1	96.3	96.7	35.7	26.2	10.2
千歳村	0.20	7.7	76.1	20.9	88.8	99.8	35.7	29.3	12.4
犬飼町	0.21	5.7	74.9	22.3	98.5	93.2	34.4	26.1	11.0
荻町	0.16	9.5	70.9	18.9	98.8	97.7	30.8	30.8	11.9
久住町	0.20	11.3	66.6	20.6	96.9	92.5	28.1	26.8	10.8
直入町	0.16	7.3	62.8	32.5	93.4	97.3	27.4	33.3	13.6
九重町	0.36	5.8	60.5	34.7	96.2	78.1	33.1	7.7	▲ 1.9
玖珠町	0.35	6.8	73.6	26.0	83.3	85.5	31.6	15.6	6.6
前津江村	0.10	5.7	62.5	11.3	91.0	94.1	31.0	30.7	14.5
中津江村	0.13	2.8	61.9	22.3	94.3	100.8	34.6	35.1	15.4
上津江村	0.09	13.5	79.2	25.3	98.1	99.9	26.8	42.4	15.4
大山町	0.19	0.6	69.0	21.5	98.0	96.5	34.6	29.2	10.8
天瀬町	0.26	10.8	69.5	35.1	84.1	94.4	32.7	28.1	11.5
三光村	0.26	11.4	76.0	27.7	93.7	83.0	26.3	21.1	4.0
本耶馬渓町	0.16	5.3	75.2	21.8	98.2	89.9	32.3	22.2	8.0
耶馬渓町	0.21	12.3	60.9	29.1	95.8	77.0	29.5	13.7	4.8
山国町	0.10	9.0	71.5	19.8	89.9	89.6	23.7	31.6	2.8
院内町	0.18	6.8	61.7	16.3	95.0	87.9	31.9	20.7	6.4
安心院町	0.22	4.0	69.4	17.1	93.5	88.5	26.4	22.8	7.5
市計	0.48	3.6	68.5	36.5	90.9	91.8	32.6	19.0	9.8
町村計	0.22	6.9	68.6	24.7	93.5	94.2	31.8	25.1	9.9
県計	0.27	6.3	68.6	27.0	93.0	93.7	32.0	24.0	9.9

平成15年度市町村別決算指標

(単位:千円、%)

市町村名	項目	公債費比率	公債費負担比率	義務的経費構成比	投資的経費構成比	普通建設事業費構成比	地方債現在高	現債高倍率	財政調整基金現在高	積立基金現在高合計	債務負担行為支出去予定額
大分市	16.9	18.9	52.8	20.6	20.6	198,692,708	2.460	6,472,952	17,148,694		20,911,261
別府市	10.6	10.7	58.8	12.7	12.6	28,119,375	1.281	2,635,030	7,899,671		3,836,473
中津市	14.9	16.4	51.1	19.7	19.6	25,420,913	2.054	766,246	1,536,059		607,794
日田市	14.8	14.6	47.2	14.2	13.9	22,430,834	1.825	1,569,614	7,374,924		4,909,248
佐伯市	15.5	16.6	48.8	20.0	19.8	21,795,863	2.168	1,999,336	5,770,617		2,090,683
臼杵市	19.4	19.0	48.6	20.4	20.1	17,741,109	2.352	762,090	1,941,331		1,878,942
津久見市	14.9	18.9	56.8	18.1	18.1	11,231,684	1.992	300,472	1,947,571		1,770,551
竹田市	13.4	18.3	47.6	21.9	18.9	8,020,755	1.662	508,593	2,475,090		1,479,997
豊後高田市	12.9	17.4	46.9	16.6	15.6	10,598,975	2.103	273,597	2,317,290		714,573
杵築市	12.8	16.0	38.1	30.3	29.7	10,324,421	1.968	232,259	2,271,554		678,225
宇佐市	14.8	16.0	53.4	12.7	12.4	18,889,149	1.810	887,792	3,546,224		1,983,815
大田村	13.6	20.5	45.0	15.8	11.7	2,150,540	2.170	68,949	766,638		26,388
真玉町	14.0	23.9	42.4	30.6	29.4	5,003,927	3.224	157,200	1,184,000		104,275
香々地区	12.9	16.8	44.6	22.1	21.1	3,047,773	2.284	189,604	802,447		45,003
国見町	14.9	21.1	44.8	26.5	25.8	4,448,568	2.124	266,545	1,708,552		620,548
姫島村	13.6	19.6	36.5	31.3	31.0	3,620,233	3.004	299,803	2,293,653		92,759
国東町	10.8	15.3	47.2	11.5	11.2	6,658,546	1.660	420,707	1,164,788		5,019,653
武蔵町	15.6	21.1	35.3	34.5	34.2	6,635,854	3.131	267,804	1,268,867		819,178
安岐町	17.9	24.4	47.2	15.3	14.9	8,251,095	2.405	241,657	1,167,534		1,046,845
日出町	17.2	18.2	51.6	11.3	11.1	9,857,599	1.885	413,575	1,022,111		406,715
山香町	13.1	22.5	41.6	24.4	19.8	8,037,110	2.513	301,852	1,974,496		243,206
野津原町	15.0	21.8	41.0	23.9	22.2	4,287,115	2.285	882,097	2,228,199		18,454
挾間町	22.2	24.3	49.8	17.3	15.0	7,578,509	2.377	177,581	767,199		253,425
庄内町	11.7	17.3	50.9	16.9	15.7	5,628,080	2.137	507,459	1,323,225		172,773
湯布院町	15.8	16.7	44.8	14.8	14.1	4,434,486	1.666	106,198	404,631		1,953,733
佐賀関町	15.3	21.1	55.1	14.5	14.3	6,554,717	2.205	266,789	1,331,638		1,336,719
上浦町	10.8	20.1	23.9	47.8	47.7	3,220,928	3.097	137,599	728,483		39,174
弥生町	18.2	19.7	42.4	22.5	21.6	5,995,026	3.356	107,185	470,784		105,313
本匠村	11.9	21.9	38.4	32.6	32.4	3,973,948	3.519	110,100	650,616		43,119
宇目町	12.8	22.7	39.5	26.2	25.0	5,200,265	2.620	112,192	1,086,687		375,367
直川村	15.3	25.7	31.0	47.9	45.4	4,396,178	3.669	144,834	610,089		5,730
鶴見町	9.4	16.0	34.2	28.1	25.5	4,836,649	2.742	85,508	409,127		188,053
米水津村	15.0	23.4	37.6	38.5	36.0	3,824,747	3.577	105,060	1,058,660		47,095
蒲江町	12.8	19.6	41.5	30.6	29.4	7,259,484	2.490	243,841	1,328,704		302,302
野津町	11.7	17.7	45.4	18.0	17.0	4,985,087	1.838	188,410	894,707		1,438,428
三重町	14.9	16.5	45.7	13.0	12.5	6,375,373	1.377	390,818	1,781,182		3,001,525
清川村	14.3	20.1	42.9	27.9	26.0	3,158,039	2.755	138,727	763,020		159,945
緒方町	22.2	31.1	50.3	12.9	10.9	8,040,705	2.998	107,845	873,738		482,325
朝地町	11.3	17.7	28.4	50.0	44.6	3,714,221	2.668	310,064	661,520		198,164
大野町	15.1	20.3	43.9	29.2	24.6	5,360,240	2.483	405,144	1,060,371		1,099,711
千歳村	16.0	22.6	48.0	24.5	22.5	2,287,608	2.204	136,359	616,022		102,468
犬飼町	13.9	23.2	52.1	19.0	15.8	4,087,884	2.668	261,237	1,098,407		198,494
荻町	20.5	24.9	43.6	24.1	23.2	3,905,041	2.475	19,714	1,103,587		2,659,626
久住町	16.2	21.4	36.2	25.1	18.8	5,862,103	3.024	167,917	735,863		77,348
直入町	20.7	24.7	34.8	28.3	26.3	4,346,946	3.104	398,846	900,311		337,416
九重町	3.3	6.2	26.6	36.6	33.7	3,780,191	1.088	430,270	3,892,899		2,548,623
玖珠町	9.5	13.1	40.3	24.0	23.4	6,566,272	1.461	497,117	3,932,879		2,715,810
前津江村	16.3	25.3	36.4	37.4	35.8	2,847,682	2.673	188,229	828,658		55,842
中津江村	22.7	24.5	34.9	37.8	37.3	3,212,260	3.371	89,130	530,970		54,728
上津江村	19.0	32.4	48.1	18.2	17.0	3,046,751	2.681	90,234	538,456		110,260
大山町	15.4	24.4	45.4	28.0	27.8	4,938,647	3.263	106,404	634,587		130,960
天瀬町	15.6	24.1	45.6	19.9	19.3	5,997,567	2.417	266,575	1,654,008		87,884
三光村	13.9	18.4	43.7	22.5	22.2	3,907,481	2.086	234,412	1,347,048		415,005
本耶馬渓町	11.5	18.9	46.9	17.2	16.7	3,107,530	2.059	260,352	1,370,201		57,100
耶馬渓町	7.4	10.7	28.7	39.7	39.2	3,197,772	1.519	565,635	1,393,492		43,890
山国町	19.9	25.2	41.3	21.4	20.3	5,867,558	3.417	401,249	2,901,595		27,921
院内町	10.8	16.6	32.4	37.9	37.3	4,085,932	2.103	264,531	1,507,916		594,582
安心院町	12.7	20.5	41.5	23.5	20.2	5,999,526	2.105	429,526	1,321,350		126,915
市 計	14.6	16.6	50.0	18.8	18.3	373,265,786	1.970	16,407,981	54,229,025		40,861,562
町 村 計	14.6	20.7	41.5	26.0	24.4	233,579,793	2.510	11,962,884	58,093,915		29,990,797
県 計	14.6	19.9	43.1	24.6	23.2	606,845,579	2.408	28,370,865	112,322,940		70,852,359

平成15年度市町村別公共施設整備状況

(単位:%、m、m²)

項目 市町村名	道路実延長	道 路 改 良 率	農 道 延 長	林 道 延 長	人口一人 当 たり 公 園 面 積	公 営 住 宅 数	公 営 住 宅 (充足率)	上 水 道 等 普 及 率	下 水 道 等 普 及 率	公 民 館 (箇 所 数)	集 会 施 設 (箇 所 数)
大 分 市	2,035,299	74.0	46,936	95,839	12.8	4,914	6.3	99.3	67.6	11	179
別 府 市	630,887	41.3	0	10,253	6.3	2,796	10.6	99.5	67.4	6	105
中 津 市	361,827	59.3	186,928	0	4.6	999	11.8	84.5	57.4	11	102
日 田 市	490,643	73.4	4,156	97,026	11.3	909	13.4	93.1	79.4	14	26
佐 伯 市	312,026	62.4	122,977	69,783	16.8	717	11.1	99.7	60.4	9	63
臼 杵 市	330,962	25.3	261,399	35,459	6.8	352	12.0	95.6	47.0	9	45
津 久 見 市	130,986	35.8	37,856	31,739	6.2	294	13.0	96.1	47.2	1	47
竹 田 市	451,278	38.2	24,751	28,974	13.5	262	17.4	65.4	19.6	7	69
豊 後 高 田 市	314,450	51.8	188,907	22,217	6.4	237	16.7	76.4	53.1	8	91
杵 築 市	410,126	28.8	189,631	11,124	3.5	134	5.8	90.7	40.0	5	55
宇 佐 市	655,832	55.0	314,751	19,950	4.6	1,237	32.9	57.7	42.3	21	109
大 田 村	89,480	30.3	3,356	18,163	0.0	38	100.0	2.7	72.7	1	23
真 玉 町	127,855	45.7	11,961	36,414	2.5	117	88.6	10.9	16.1	3	8
香 々 地 町	91,964	75.6	25,298	10,891	0.0	88	75.9	18.2	19.7	3	19
国 見 町	203,351	73.7	193,222	31,934	24.2	119	49.6	16.2	46.4	0	32
姫 島 村	31,825	38.6	0	0	1.1	47	43.5	100.0	100.0	1	7
国 東 町	317,983	62.4	38,196	8,090	5.2	352	36.8	50.7	42.0	6	27
武 蔵 町	153,328	76.9	3,126	4,858	11.7	285	48.4	72.7	80.1	2	36
安 岐 町	320,713	38.7	112,125	12,026	3.4	239	28.0	50.6	56.6	6	23
日 出 町	300,897	50.7	3,005	2,100	16.1	293	13.6	93.8	59.1	7	39
山 香 町	385,230	37.1	12,782	39,796	13.0	318	85.7	94.4	39.3	1	8
野 津 原 町	131,537	41.1	87,061	23,780	0.7	191	75.5	88.2	27.2	1	9
挟 間 町	206,337	74.6	83,929	25,234	4.1	208	16.3	97.4	32.2	1	7
庄 内 町	217,598	44.4	102,596	27,812	10.1	260	68.4	88.6	27.4	1	19
湯 布 院 町	147,795	60.8	27,622	21,733	1.6	110	8.4	87.8	56.5	3	75
佐 賀 関 町	83,892	20.9	69,358	7,883	1.9	416	61.0	96.5	16.2	1	20
上 浦 町	48,982	45.5	3,112	4,508	3.7	30	28.8	100.0	61.5	1	11
弥 生 町	90,853	41.0	25,134	53,171	22.4	116	34.3	95.7	61.3	4	55
本 匠 村	56,802	44.2	18,816	67,046	8.5	36	70.6	96.5	37.3	2	28
宇 目 町	194,354	54.8	56,981	102,485	9.9	121	67.6	84.1	63.8	0	15
直 川 村	63,389	78.1	810	47,723	0.0	73	81.1	97.3	76.3	6	22
鶴 見 町	51,144	71.6	758	12,382	2.6	215	74.4	99.9	99.0	11	46
米 水 津 村	29,366	48.1	10,798	9,798	0.0	74	74.0	99.8	5.4	0	21
蒲 江 町	130,217	52.7	28,991	26,601	0.9	244	59.4	95.3	17.4	7	44
野 津 町	246,385	47.7	320,499	62,191	11.0	212	66.7	94.9	35.5	3	19
三 重 町	353,506	38.7	4,763	37,610	10.0	373	20.9	83.5	29.0	3	8
清 川 村	102,900	73.9	14,379	16,774	0.0	90	78.3	63.0	0.0	1	28
緒 方 町	260,222	33.8	23,491	18,550	30.5	105	39.5	59.3	57.8	3	28
朝 地 町	157,260	36.7	127,683	11,080	50.5	101	100.0	17.9	24.0	1	8
大 野 町	240,589	64.7	270,816	32,293	21.5	108	72.0	27.1	33.5	1	22
千 歳 村	80,664	47.7	5,217	2,360	25.0	39	67.2	83.9	25.1	1	15
犬 飼 町	129,410	37.3	93,131	18,856	41.3	159	70.0	98.0	26.8	1	25
荻 町	195,979	67.4	0	22,887	0.0	66	57.4	100.0	46.5	2	19
久 住 町	245,041	61.5	0	2,356	0.0	116	58.6	70.0	51.6	3	17
直 入 町	140,113	70.9	4,025	17,896	30.7	17	21.0	47.1	33.5	1	22
九 重 町	296,889	82.6	14,812	62,509	0.4	196	47.2	73.9	17.6	3	218
玖 珠 町	256,066	82.3	103,352	45,121	2.1	285	17.7	69.1	24.0	5	113
前 津 江 村	92,639	72.5	22,224	56,916	152.1	34	65.4	98.5	41.4	1	25
中 津 江 村	104,996	24.1	0	31,822	16.2	45	60.0	96.4	27.9	1	26
上 津 江 村	100,947	60.2	4,008	31,700	0.0	58	58.0	95.3	30.8	1	38
大 山 町	97,936	37.8	25,676	18,722	8.8	29	50.9	86.3	63.6	1	40
天 瀬 町	224,358	55.7	27,504	31,036	26.3	37	37.0	49.2	30.3	3	44
三 光 村	115,532	80.6	54,256	35,238	0.0	179	79.2	19.5	63.4	1	10
本 駒 馬 溪 町	118,483	67.4	49,741	48,739	15.9	87	75.7	14.7	22.5	5	24
耶 馬 溪 町	177,704	75.6	66,089	87,848	0.0	94	63.9	39.6	48.1	11	104
山 国 町	80,380	71.0	57,644	56,640	0.0	61	60.4	72.1	3.3	1	43
院 内 町	163,817	54.2	6,209	34,750	13.4	183	81.0	78.9	26.7	7	63
安 心 院 町	350,321	49.8	16,522	32,519	2.6	185	54.3	86.5	45.4	8	0
市 計	6,124,316	56.8	1,378,292	422,364	10.2	12,851	9.2	94.0	62.7	102	891
町 村 計	7,807,029	55.4	2,231,078	1,410,841	9.9	6,849	38.1	75.0	40.0	136	1,553
県 計	13,931,345	56.0	3,609,370	1,833,205	10.2	19,700	12.4	89.1	56.8	238	2,444